

第6回（令和2年度第5回）小金井市男女平等推進審議会

令和2年11月19日（木）午前9時30分から

場所：市役所801会議室

次 第

議 題

- (1) （仮称）第6次男女共同参画行動計画（素案）について
- (2) 男女共同参画施策の推進について
推進状況報告書に対する評価及び意見について
- (3) その他

配付資料

- 資料1 （仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画素案（パブリックコメント案）
- 資料2 （仮称）第6次男女共同参画行動計画素案に関する市民懇談会実施結果
- 資料3 （仮称）第6次男女共同参画行動計画素案における重点施策（案）
- 資料4 パブリックコメント説明資料
- 資料5 小金井市第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和元年度実績）

参考資料

(仮称) 小金井市
第6次男女共同参画行動計画

【素案】

令和2年11月

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生をおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

<目 次>

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	6
3	計画の性格	6
4	計画の期間	7

第2章 小金井市の現状

1	人口等の推移	11
2	アンケート結果概要	18
3	第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	31
2	基本目標	32
3	計画の体系	33

第4章 施策の展開

基本目標1	人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	36
基本目標2	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	56
基本目標3	男女共同参画を積極的に推進する	71

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年に策定、平成27年には男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければならない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

【持続可能な開発目標 “SDGs”】

持続可能な開発目標 “SDGs (Sustainable Development Goals)” は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2015年(平成27年)9月に国連サミットにおいて全会一致で採択され、2030年(令和12年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」公布・施行】 (2018年(平成30年)5月)

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正】 (2019年(令和元年)6月)

2015年(平成27年)9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年(令和元年)6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、パワー・ハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

【「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行】
(2020年（令和2年）4月）

2020年（令和2年）4月に、昨今の虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられ、DVと児童虐待への対応についても、連携した協力体制のさらなる充実が求められました。

【「婦人保護事業の運用面における見直し方針」の検討】（2019年（令和元年）6月）

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年（平成30年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討がすすめられました。厚生労働省は、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面の改善について、速やかに取り組むこととし、今後も必要な見直しに向けた調査研究を進めていくこととされています。

【東京都性自認及び性的指向に関する基本計画】（2019年（令和元年）12月）

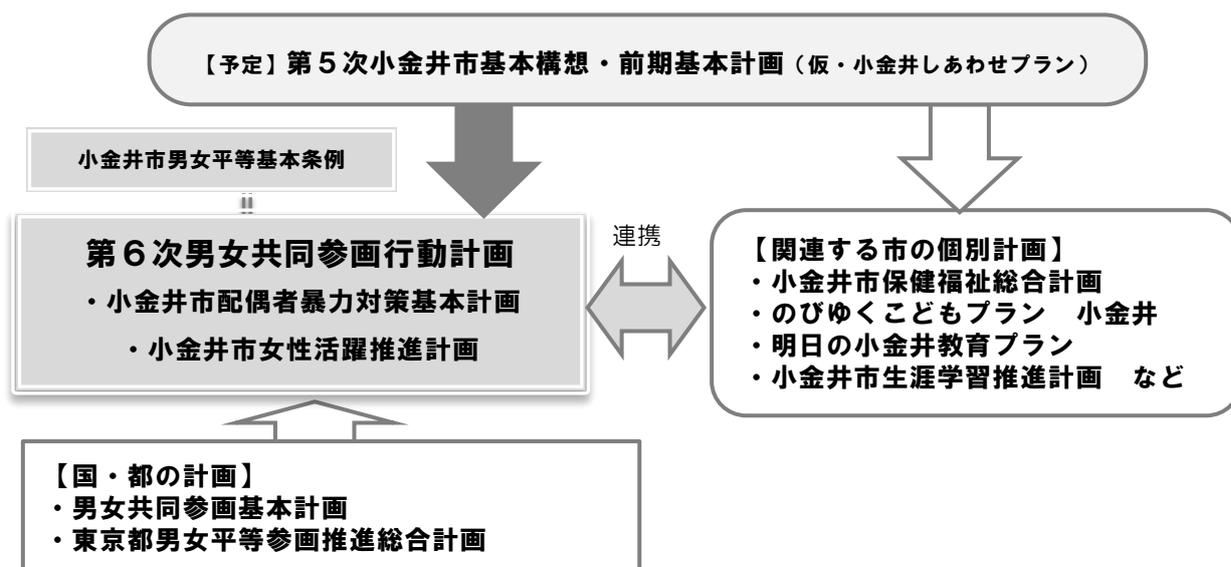
2018年（平成30年）10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることと明記されました。東京都では、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- 本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- 本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- 本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

（計画の期間）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想 後期基本計画				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）【予定】 前期基本計画				
（国）第4次男女共同参画基本計画				（国）第5次男女共同参画基本計画【予定】				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画								

第2章

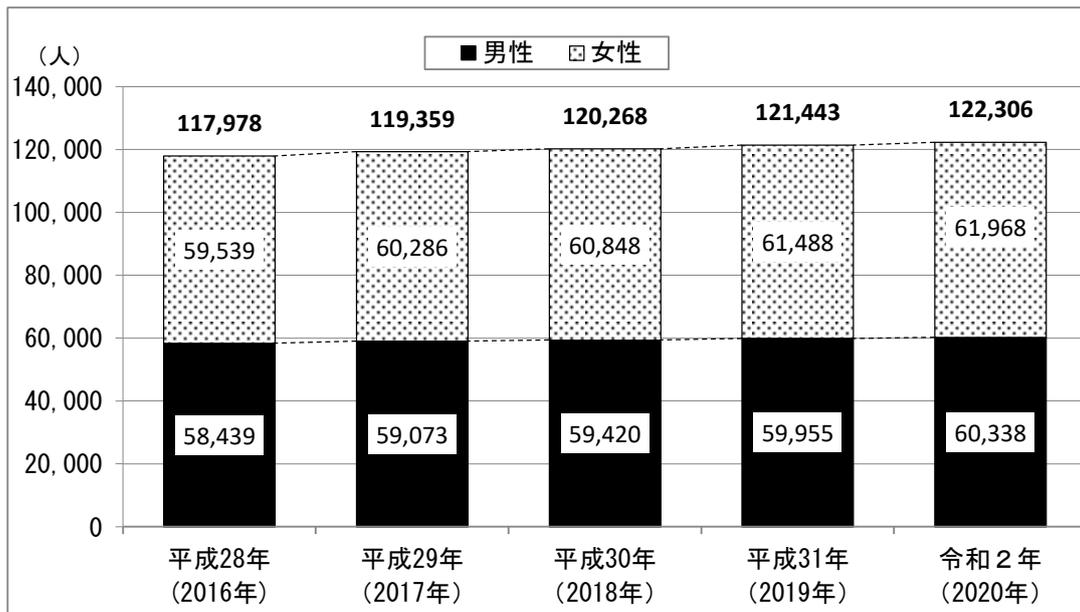
小金井市の現状

第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口は平成30年(2018年)から120,000人を超えており、令和2年(2020年)1月1日現在、122,306人となっています。

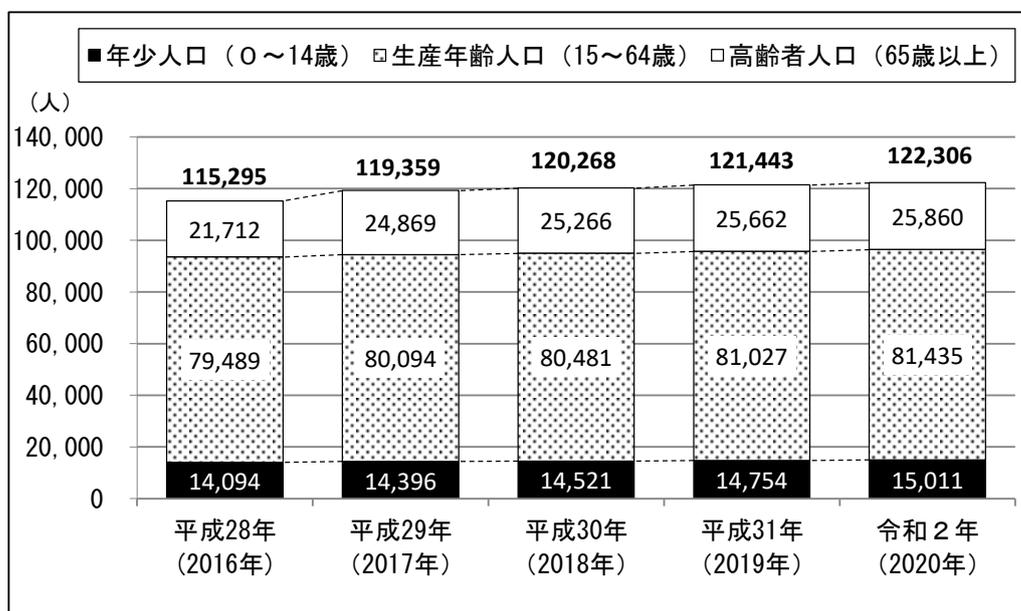


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

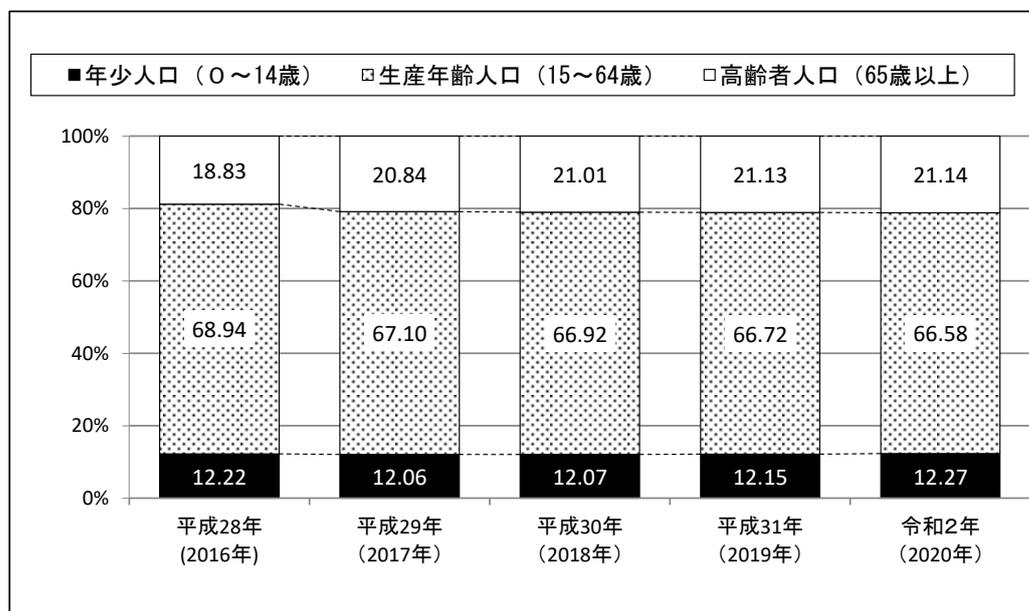
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、どの区分もおおむねゆるやかに増加傾向にあります。高齢化率は平成30年（2018年）以降、21%台を推移しています。

<年齢3区分別の人口の推移>



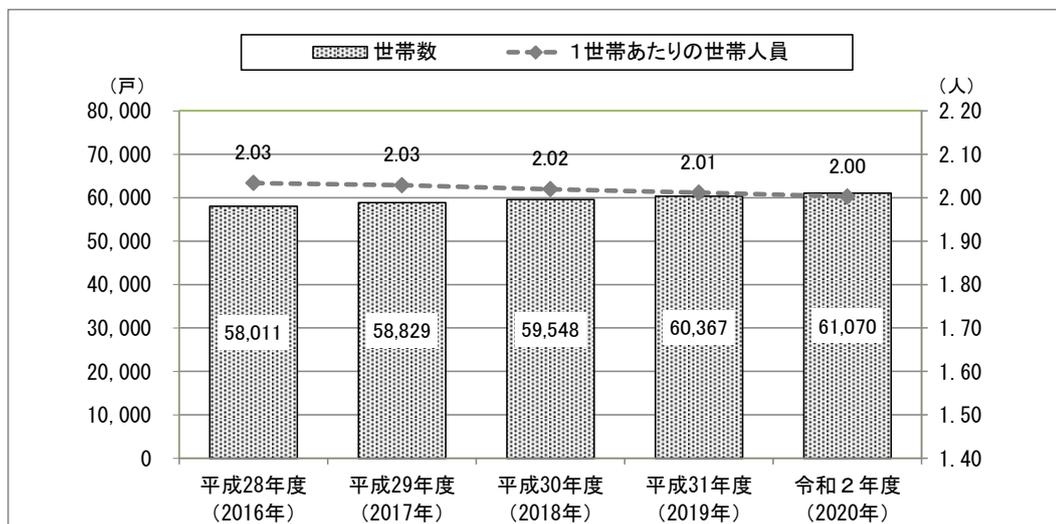
<年齢3区分別の人口構成割合の推移>



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 世帯の推移（住民基本台帳）

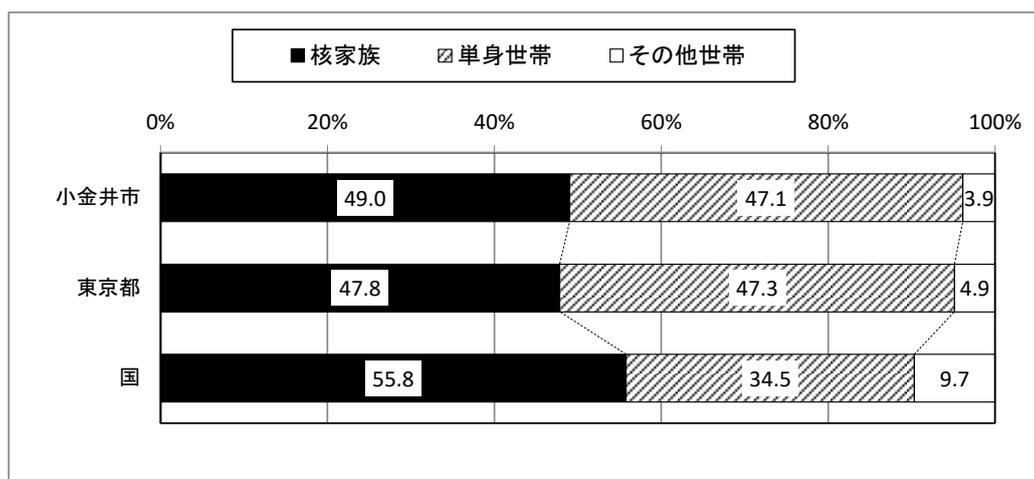
世帯数はゆるやかに増加傾向にあり、令和2年（2020年）時点で61,070世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、令和2年（2020年）時点では2.00人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(4) 家族類型

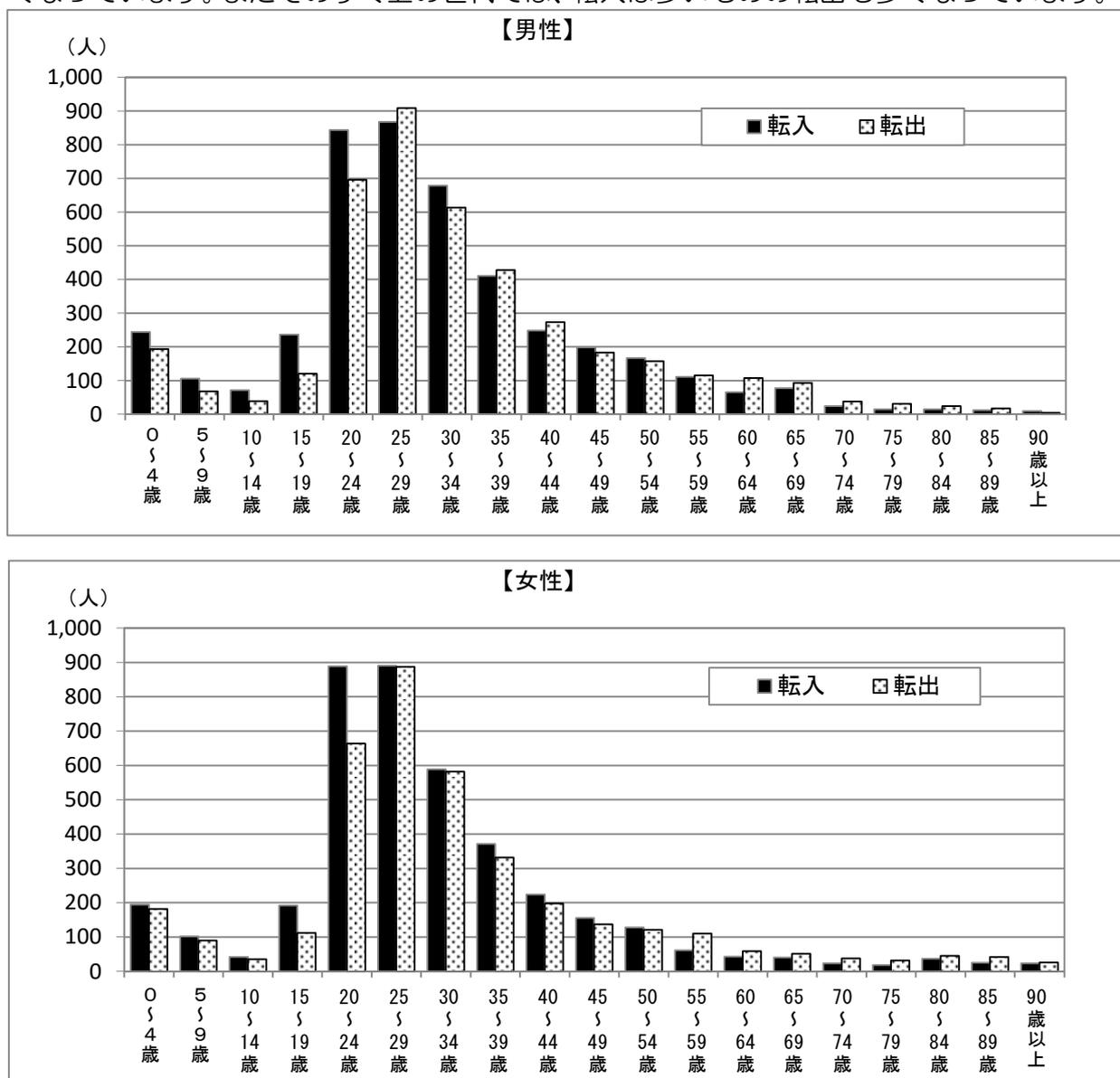
家族類型をみると、核家族と単身世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単身世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はみられませんが、国と比較すると12.5ポイント高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(5) 転入・転出数

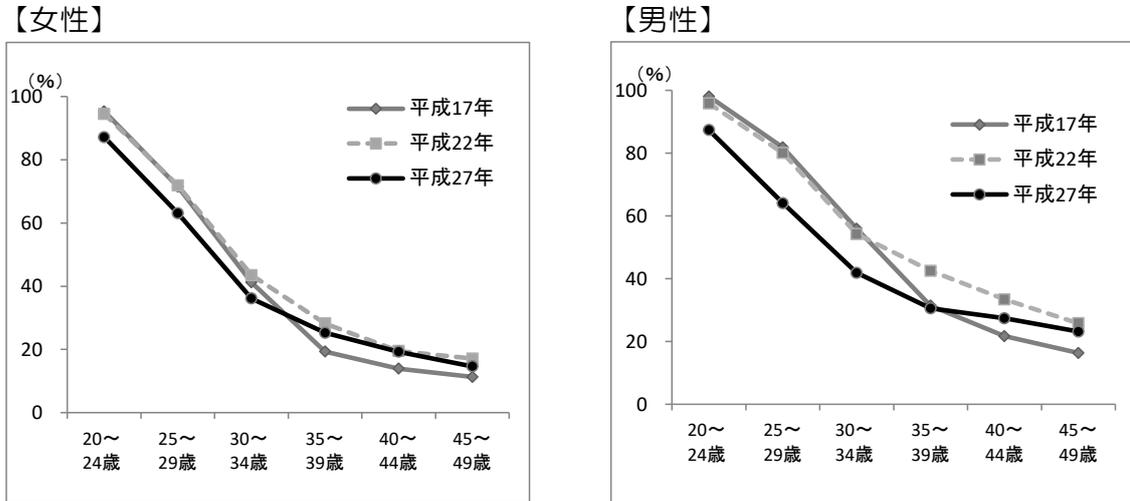
令和元年（2019年）の転入・転出状況を見ると、男女とも特に20～24歳で転入が多くなっています。またそのすぐ上の世代では、転入は多いものの転出も多くなっています。



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

(6) 未婚率の推移

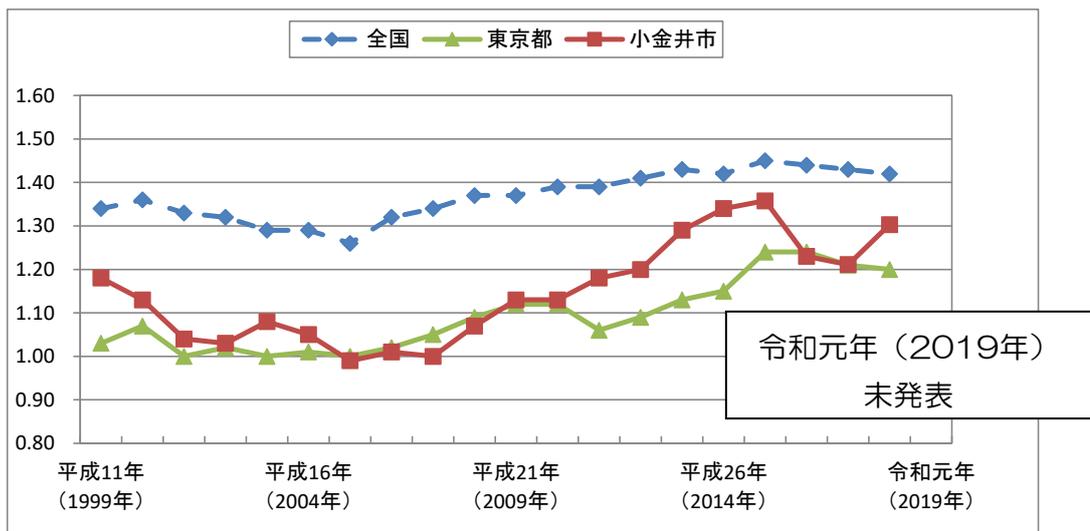
5歳階級別の未婚率をみると、男女とも35歳から49歳で平成27年は平成22年よりも低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(7) 合計特殊出生率の推移

小金井市の合計特殊出生率※¹は、平成19年（2007年）頃までは減少傾向でしたがそれ以降平成27年（2015年）まで増加傾向にあり、平成28年（2016年）、29年（2017年）と減少傾向にありましたが、平成30年（2018年）時点では1.30と全国の値に近づいています。

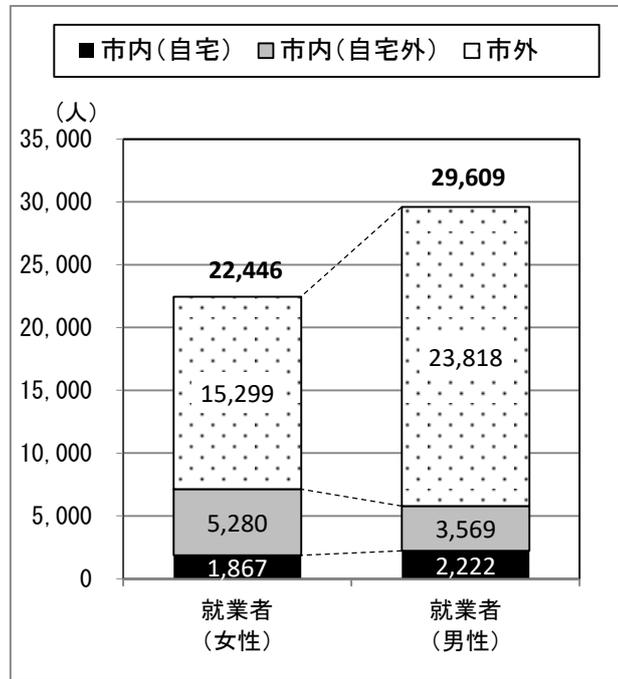


資料：全国、東京都一厚生労働省人口動態統計
小金井市一東京都福祉保健局

※¹ 合計特殊出生率
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値を指します。

(8) 就業の状況

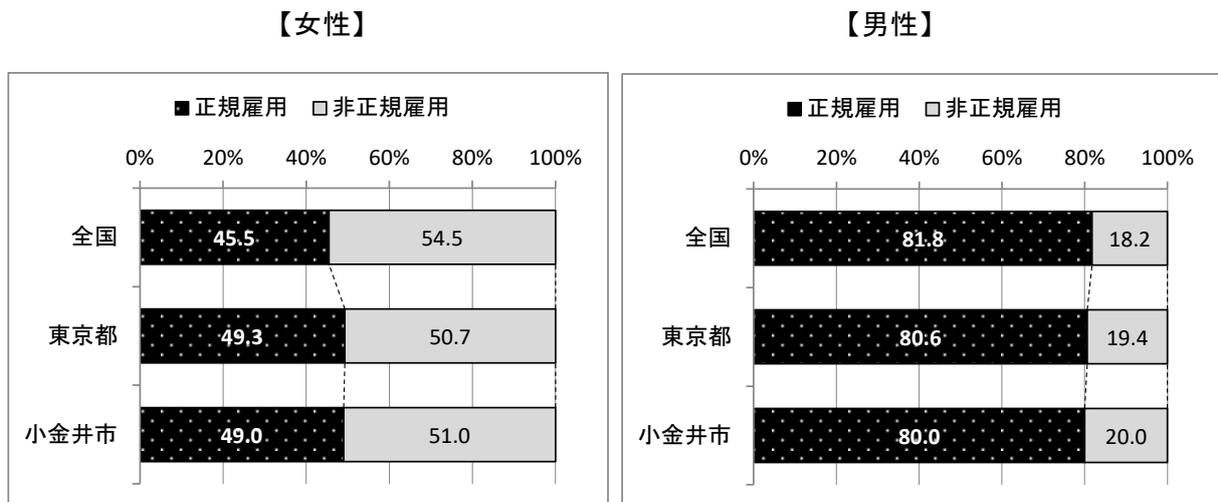
市民の就業の状況を見ると、女性就業者は22,446人、男性就業者は29,609人となっています。どちらも市外で就業している人が多くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

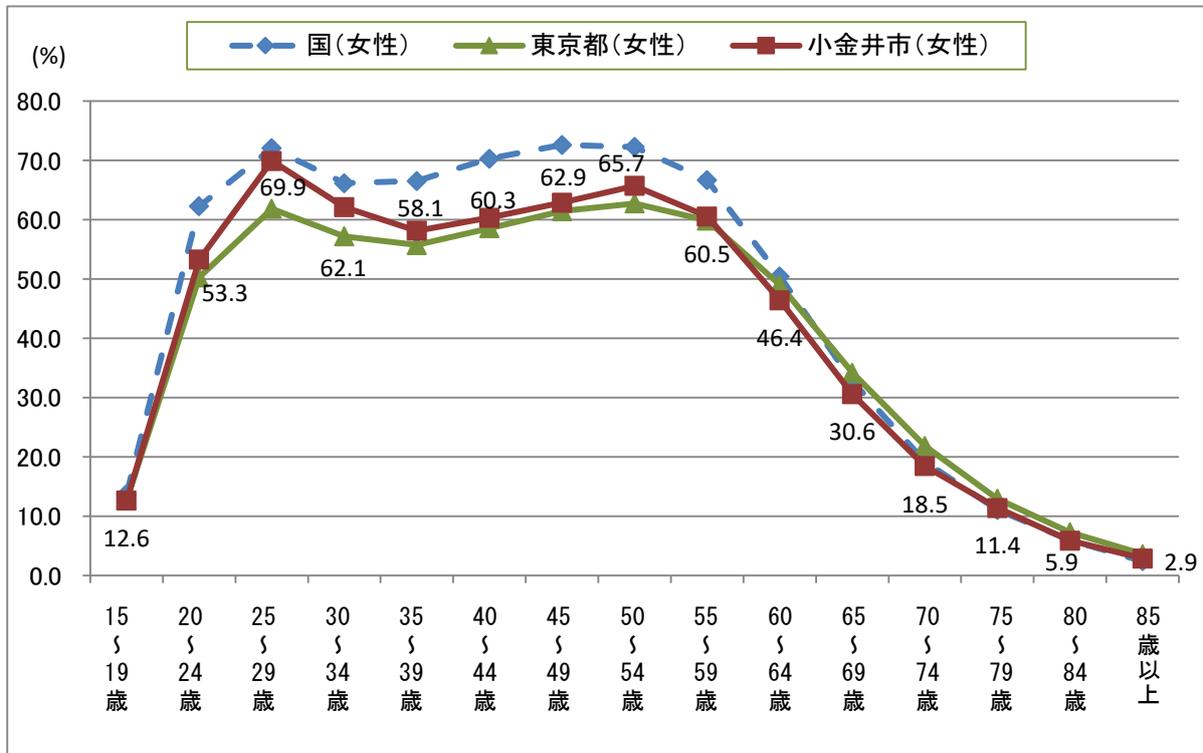
(9) 就業の状況

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が49.0%、非正規雇用が51.0%、男性では正規雇用が80.0%を占めています。



(10) 女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率をみると、35歳～39歳にかけて減少するいわゆるM字型となっています。市の女性の労働力率は東京都（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人

調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）

回収結果：711票／2,000票（有効回収率：35.6%）

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

① 1日あたりの家事と仕事に携わる時間

- ・平日に家事に携わる時間は、女性で「3時間以上」が43.6%、男性では「1時間以上」が23.5%となっている。共働きの状況別でも、女性共働きでは「1時間以上～3時間未満」が4割半ばに対し、男性共働きでは「30分以上～1時間未満」が4割で最も高く、就業状況に関わらず、女性が家事に多くの時間を割いている。

② 生活における優先度（現状・理想）

- ・生活における現実（現状）の優先度は、女性では「『家庭生活』を優先している」、男性では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が3割近くとなっているが、理想の生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっている。

③ 男女の性別による役割分担意識

- ・男女の性別による役割分担意識は、男女とも《反対》が《賛成》を上回っており、平成28年調査と比較すると、全体で《賛成》の割合は今回調査が平成28年調査よりも低くなっており、特に男性で低くなっている。

④ 女性の就労継続のために必要なこと、男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なこと

- ・女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.8%で最も高くなっているが、平成28年調査と比較すると、全体で「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。
- ・男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も高くなっており、女性の就労継続のために必要なことと同様に働き方改革の推進が求められている。

(2) 子育て・介護について

① 子育ての経験と携わる時間

- ・平日の子育てに携わる時間は、女性で「5時間以上」が40.4%で最も高く、男性では、「1時間未満」が77.7%となっている。共働きの状況別でみると、「5時間以上」は女性が男性よりも35ポイント高く、就業状況に関わらず、女性が子育てに多くの時間を割いている。

② 子どもを産み育てやすい環境

- ・子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が72.9%で最も高く、職業別でみると、女性有職者、男性有職者とも「認可保育園など保育施設の拡充」が7割以上で高くなっている。

③ 男性の家事・育児の参加について

- ・男性の家事・育児参加は、全体で「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が67.8%で最も高く、平成28年調査と比較すると、今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。

④ 育児・介護休業制度の利用意向

- ・育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%で女性が男性より28ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が女性よりも高くなっている。
- ・育児・介護休業を利用できない・したくない理由は、「職場に休める雰囲気がないから」が60.7%で最も高い。

⑤ 介護してほしい人

- ・自分に介護が必要になった場合、介護してほしい人は、女性では「施設や介護サービスの職員」が46.2%で最も高いが、男性では「配偶者・パートナー」が49.5%で最も高くなっている。
- ・介護が女性となりがち理由は、全体で「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が60.9%で最も高くなっている。

(3) 地域活動・社会活動について

① 地域活動への参加について

- ・地域活動への参加状況は、「特に参加していない」が男女ともに多いが、特に男性が多い傾向にある。
- ・男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が55.6%で最も高くなっているが、「家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること」の割合は女性が男性よりも高くなっている。

(4) 人権について

① DVの被害経験

- 配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上となっているが、被害、加害、見聞といった何らかの経験がある場合では、全体で「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22.1%となっている。DVの経験を内容別にみると、被害経験は、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」で、男女ともに他の暴力と比較して高いが、女性が9.9%で男性(4.3%)よりも6ポイント高くなっている。加害経験は、おおむね男性が女性を上回っており、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」は男性が5.9%となっている。見聞経験は、「殴る、蹴るなど」で女性が10.9%で男性(5.2%)よりも6ポイント高くなっている。

② DV被害の相談について

- DV被害の相談有無については、「相談した」は女性が30.5%、男性が11.5%となっている。《相談しなかった》は女性が48.4%、男性が60.3%で、男性が女性より12ポイント高くなっている。
- 相談しなかった理由は、全体で「相談するほどのことではないと思った」が41.1%で最も高いが、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合は男性が女性よりも高くなっている。

③ DV防止や被害者支援のために必要な対策

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が66.5%で最も高く、次いで「被害者のための相談を充実させる」、「法律による規制の強化や見直しを行う」が続いている。

④ 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組

- 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組は、「市民や企業等に対して理解促進を図る」が77.2%で最も高く、次いで「学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る」が66.2%となっている。

(5) 男女共同参画の推進について

① 各分野の男女平等観

- ・各分野の男女平等観は、“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”、“社会全体として”が《男性優遇》で高くなっている。また、国（内閣府）と比較すると、「男女平等である」はすべての分野で小金井市が国を下回っている。

② 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ・小金井市のこれまでの施策・取組で「知っている」はいずれも1割未満となっている。が、「聞いたことがある」をあわせた《認知》で見ると、“男女平等市宣言（平成8年12月に宣言）”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”、“小金井男女平等基本条例（平成15年施行）”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”が2割台となっている。

③ 男女共同参画に関わることばの認知状況

- ・男女共同参画に関わることばで「知っている」は、各種ハラスメントが7割以上と高くなっている。《認知》で見ると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“LGBT（性的マイノリティ）”、“育児・介護休業法”が8割台で高くなっている。

④ 施策要望

- ・男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要かでは、「子育て支援策の充実」が64.7%で最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくりの促進」、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が続いている。平成28年調査と比較すると、全体で「学校で平等意識を育てる教育の充実」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっており、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」は特に女性で今回調査が高くなっている。

3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第5次男女共同参画行動計画期間（平成29年度～令和2年度）における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

目標1

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

《主な取組》

人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット（講演会及び賛同する団体の展示）」を開催し、各種講演会への参加を通して男女共同参画の意識啓発や、多様性への理解促進を図るために、職員研修の実施や情報提供を行いました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、公募の市民編集委員とともに男女共同参画推進に向け、様々な情報を発信し、人権週間には市民に人権啓発標語入りボールペンを配布するなど、人権意識を広く啓発する取組を進めました。

《主な取組》

男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、市が発行する刊行物等で適切な表現を使用するよう、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を研修時に活用し、「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を毎年度行い、周知を図りました。また、人権尊重における相談対応の充実を図るため、男女平等を阻害する苦情、相談に対しては、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うよう体制を整備しました。

《主な取組》

暴力の未然防止の意識づくり

暴力の未然防止の意識づくりを図るため、市施設での相談カードの配布や配架を行い、DV防止の普及啓発のパネル展の開催や、DV相談窓口の周知を図りました。また、若い世代に対しても、市役所でリーフレット「知っておきたいデートDV」の配架や、市報・市ホームページへ掲載するなど、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を進めました。成人式においても、新成人に配布する「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を記載し周知を図りました。

《主な取組》

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実を図るため、DV等相談担当職員は関係機関の研修会等に参加し、DV等に関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上を図るよう努めました。また、DV等被害者の支援のため、関係各課における情報共有や関係機関との連携強化に努め、関係機関情報交換会にて、都、警察、他市とDV等被害者の支援について情報共有を図りました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、こがねいパレットの認知度は第5次計画策定時から大きな変化はなく2割超え、情報誌「かたらい」の認知度は第5次計画策定時から増加傾向にあるものの、1割台半ばと認知度は依然として低いことが伺えます。
- また、相談事業の認知度も、女性総合相談が1割台半ば、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が約2割と依然として低いことが伺えました。
- 今後、各種啓発事業は取組を進めながら認知度向上に努めることと、相談事業についても認知度向上に向けて普及啓発を進めることが必要です。

《主な取組》

働く場における男女平等の推進

働く場における男女平等の推進を図るため、男女共同シンポジウム、こがねいパレット、男女共同参画情報誌「かたらい」及び啓発チラシ、市報や市ホームページ等を使用しての様々な情報提供やイクボス宣言を行うなど、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進のため普及啓発に努めました。

《主な取組》

家庭における男女平等の推進

家庭における男女平等の推進を図るため、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を実施し、男性の家事・育児参加を促進することを目的に父親向け交流事業を実施しました。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する意識啓発につなげています。

《主な取組》

女性の就労に関する支援

女性の就労に関する支援を行うため、就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩などの関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催しました。また、安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性の人材育成や登用を促進するよう、市内事業所への情報提供や「こがねい仕事ネット」に就労支援等に関する情報を掲載し、ポケット労働法を配布し関係法令の情報を周知しました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、子育てに携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い傾向にありました。男性の家事・育児参加についての結果をみると、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も多くなっており、平成28年調査時よりも増加傾向にあります。父親向けの交流事業等への参加者数からも一定の効果が出ていることから引き続き、男性の家事・育児参加の促進を図ることが必要となります。
- また、家事に携わる時間も女性が長く、共働きの場合においても女性が携わる時間が長い傾向にありました。女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数以上を占めています。今後も継続して女性の就労に関する支援に取り組み、女性の社会進出や家庭、働く場における男女共同参画の推進に努めます。

目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

《主な取組》

男女共同参画を推進していくために

多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、女性委員の登用促進について要請したり、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「第2次小金井市人材育成基本方針（改訂版）」に基づき、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、「女性キャリア支援研修」を実施し、また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

《主な取組》

計画の推進体制への取り組み

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、計画の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

【まとめ・今後の課題】

- 男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、職員に対して政策・方針決定過程への女性の参画をはじめ、庁内における男女平等の推進を図ってきました。職員向けに行ったアンケート調査結果を参考にしながら、今後も、男女ともに働きやすい職場づくりや、行動計画の実効性を高めるよう進捗管理と計画的な推進に努めます。

■市民参加による推進事業事例

＜こがねいパレット＞

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

＜情報誌「かたらい」＞

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

＜多摩3市男女共同参画共同研究会＞

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動を締め括りました。

＜「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援＞

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年(2003年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成18年(2006年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

＜市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）＞

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年（1996年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「（仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」とワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとしてさまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組みとして、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き市内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

次期計画(案)		
基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進
		(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
		(3)多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進
		(2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり
		(2)被害者支援の推進
		(3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり
		(2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援
(2)自立した生活への支援		
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備
		(2)男性の家庭・地域活動への参画促進
		(3)介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり
(2)働く場における男女平等の推進		
3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援	
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進	
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進
(2)計画の推進体制の強化		

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 I

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題 1

人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

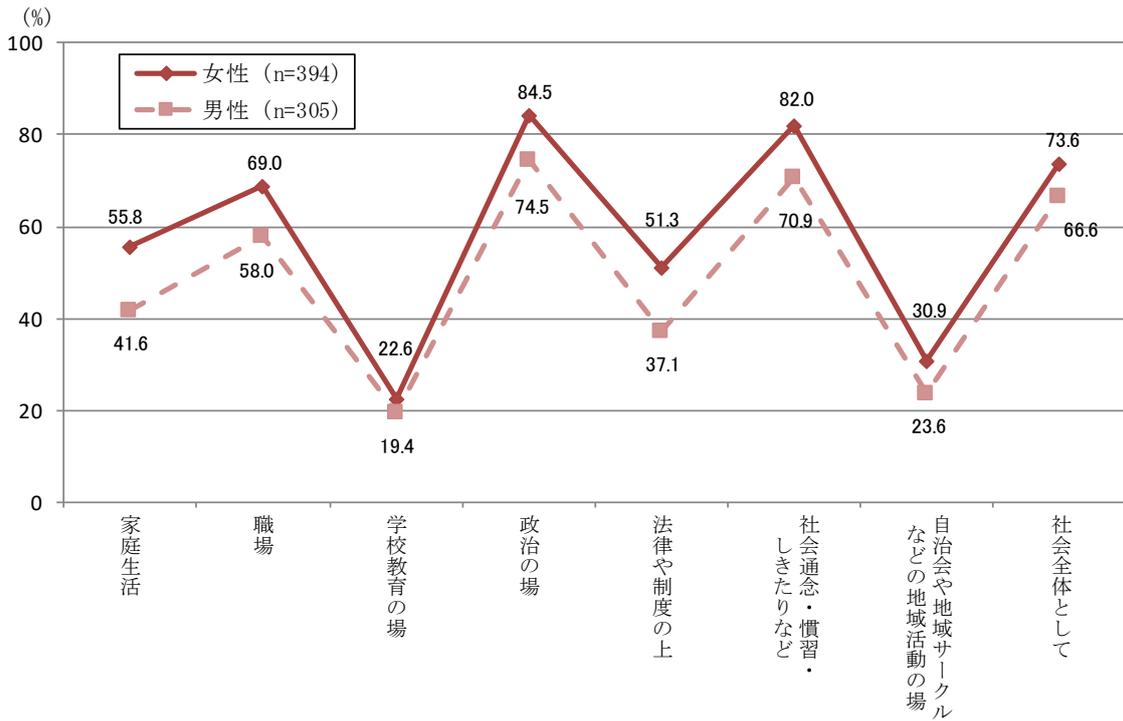
人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

本市ではこれまで情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」の評価は、男女とも7割以上、「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

また、令和2年2月ごろより日本国内においても感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、外出自粛や休業等が余儀なくされました。その結果、令和2年7月にすべての女性が輝く社会づくり本部より公表された「女性活躍加速のための重点方針2020」においても、「今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等が行われる中、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任の女性への集中や、生活不安・ストレスからのDV等の増加・深刻化などが懸念されている。」と示されました。

こうした状況をふまえ、今後もさまざまな媒体や機会を通じて、人権尊重・男女平等意識の普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりに意識が浸透するよう、取り組むことが必要です。

各分野における《男性優遇》の割合



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

施策の方向（１）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革を進めるため、講演会等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開していきます。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。 ・人権週間意識啓発事業用リーフレット（市民及び小中学校教職員配布用）の作成 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布	広報秘書課 児童青少年課
2	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。 ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。 ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	企画政策課 図書館
4	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
5	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。 ・人権に関する講演会の開催 ・人権啓発物品の配布	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課

topic

小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています

市では、男女共同参画を推進するため、公募の市民編集委員による企画・取材・執筆で、小金井市男女共同参画情報誌「かたらい」を発行しています。

「かたらい」は市庁舎をはじめ、市内各施設等に設置しています。ぜひご覧ください。



施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別等に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳が守られるよう、人権尊重の視点に立ち、メディアや刊行物等への配慮や人権を尊重する環境づくりに努め、男女共同参画の基盤づくりに進めます。また、国際交流等を通じて互いの文化と人権を尊重する多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	担当課
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおける手引きの周知 ・職員研修等庁内における手引きの周知 ・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行 	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権・身の上相談、市民相談 ・女性総合相談 	広報秘書課 企画政策課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	担当課
13	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等	コミュニティ文化課 公民館
16	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう、多様性に関する研修会を実施し、多様な性自認や性的指向への理解の促進を図ります。

施策① 多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	担当課
17	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課
18	多様性に関する研修会等の実施	多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修等を実施します	企画政策課

主要課題 2

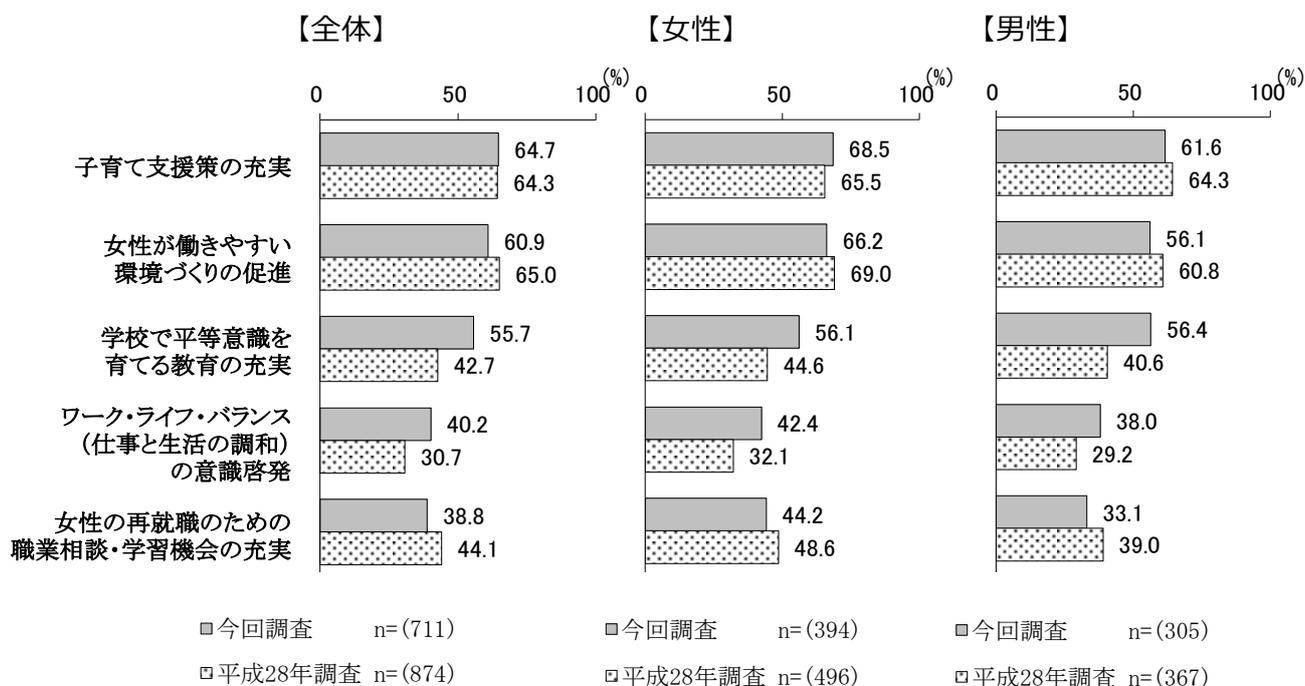
男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性や年齢に関係なく、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識していることが重要です。その点において大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校や家庭、地域での教育・学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行う必要があります。

令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。また、平成28年に実施した同調査との比較では、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が高い結果となりました。このことから、男女共同参画を推進するうえで、男女共同参画の視点に立った子育てや教育の取組が求められていることがうかがえました。

幼少期における教育は、男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進していきます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや時代に即した、男女共同参画に関する学びの機会を提供していくことが必要です。

男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策(上位5位)



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じた男女共同参画について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育てていきます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課 指導室
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導 	指導室

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

人生100年時代をまえに、だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けて学習機会の充実に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日コース及び土曜日コースの実施 	健康課
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。	公民館
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催 	生涯学習課 公民館

主要課題 3

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

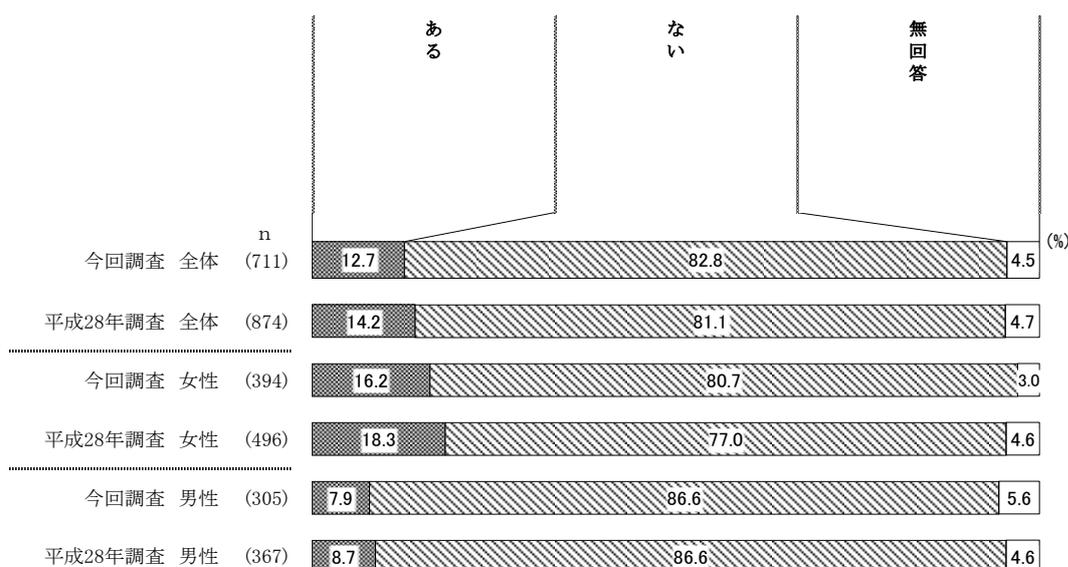
しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成22年(2010年)に策定し、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、DVの被害経験は、「ない」が、全体、性別でみても8割以上と高く、平成28年に実施した同調査と比較しても大きな差異はみられませんでした。しかし社会全体では、デートDV^{※2}など若年層に広がる暴力被害も問題となっており、若年層を含めたより広い世代への対応が求められる状況です。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力を防止していくための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、関係機関と連携して被害者が早期に支援を受けられる体制づくりに努めます。

DVの被害経験



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※2 デートDV
結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという意識が市民に浸透するよう、あらゆる暴力を未然に防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	担当課
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 ・DV相談カードの配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課
28	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課 子育て支援課 (関係各課)

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 ・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発 ・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課

施策の方向（２）被害者支援の推進

被害者の安全を確保し、自立・生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援をする
とともに、子どもを含めた家庭に対する心理的ケアに配慮した支援など、庁内・外の関係
機関との連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
31	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	企画政策課 (関係各課)
32	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課 (関係各課)
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。 ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援	保育課 学務課 指導室 (関係各課)

topic

DVについて

パートナーからの暴力（DV）に悩んでいませんか。

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声で怒鳴る、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻となることがあります。

相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、市・東京都・国の相談窓口や警察など関係機関へ一度ご相談ください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

施策の方向（３）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知を進めるとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう取り組み、相談機能や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を引き続き進めていきます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	担当課
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課 (関係各課)

施策② 連携体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課 (関係各課)
39	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課

主要課題 4

ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと並び男女共同参画社会の形成を阻む一因です。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるもので、社会的に許される行為ではなく、その防止と支援に向けた取組が求められます。

また近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、様々な個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

全国的にみると児童虐待の通告児童数の推移は年々増加傾向にあることから、関係機関とのネットワークを強化する必要があります。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為に対して、適切な対応・支援体制が引き続き重要となります。

施策の方向（1）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントやストーカー、虐待等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実をすすめていきます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充

No	事業名	事業内容	担当課
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。 ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
42	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	<p>児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、権利擁護に関する啓発 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・障害者虐待防止センターの運営 	<p>子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課</p>

主要課題5

生涯を通じた心と身体健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に、女性は妊娠や出産を含め、生涯を通じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要です。

また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいくうえで欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加などの課題についても、引き続き支援するとともに、相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

施策の方向（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。 ・妊婦健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
45	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課

topic

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）ってなんだろう？

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

（内閣府男女共同参画局 用語集）

施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくりを支援するとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供していきます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	担当課
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診、特定保健指導 ・ 集団健康診査 ・ 各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等） ・ 骨粗しょう症検診 	保険年金課 健康課

No	事業名	事業内容	担当課
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課
49	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病者に対する初療施設を確保します。	健康課
50	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課
51	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。 ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパ養成研修 ・相談先の周知	健康課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	担当課
52	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・メタボリックシンドローム予防教室	健康課
53	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課
54	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室

主要課題6

様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などの社会状況の変化により、単身世帯やひとり親世帯が増加し、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等、生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

仕事や家事・子育ての負担や経済的な負担がひとり親家庭ではより大きくなり、子育てでも仕事もすべて一人で抱え、不安定な形態での就労を余儀なくされるケースが多くなっていると言われています。

一人ひとりが地域社会の一員として、心豊かな暮らしを実現することや支援を必要とする人が、安心して相談でき、必要な支援に繋がられるよう取組を進めていく必要があります。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱える家庭等に対し、各家庭のニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	担当課
55	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	子育て支援課
56	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	子育て支援課

施策の方向（２）自立した生活への支援

ひとり親家庭等をはじめ、様々な困難を抱える家庭が地域で自立し、安心して生活ができるよう、相談機関の周知や連携を進めるとともに、相談支援体制の充実・強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
57	生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課
58	「女性総合相談」の充実（No.34 再掲）	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課
59	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	子育て支援課
60	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課
61	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	「福祉総合相談窓口」において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	地域福祉課

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題 1

家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

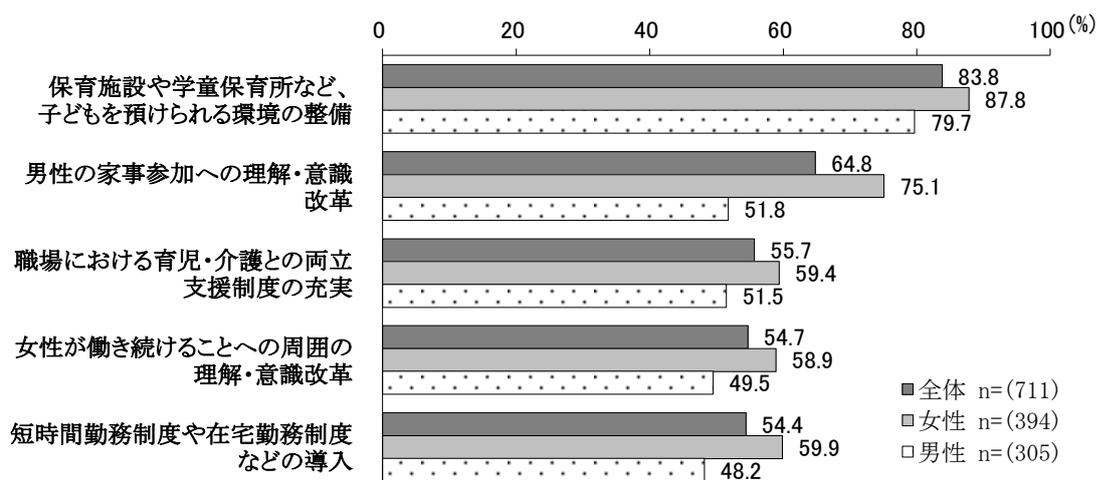
女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にも現れています。

本市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきましたが、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が男女とも依然として高い割合を占めています。また、男性の家事・育児の参加をあたりまえと思う割合が高くなっていますが、依然として女性が家事に時間を割いている時間が多い状況がうかがえます。

さらに、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする家族の介護離職も依然として課題となっています。

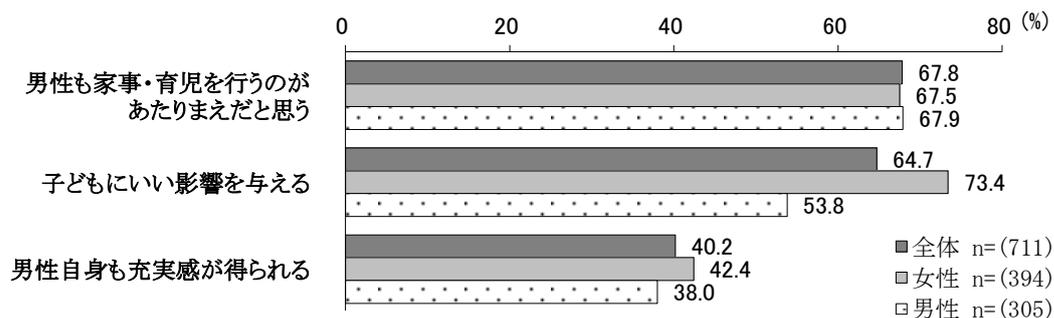
男女が共に家事・育児・介護等を担いながら、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が必要です。男性の意識改革に加え、男性も家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の理解と、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められます。

女性の就労継続のために必要なこと（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

男性の家事・育児の参加について（上位3項目）



順位	女性 n=(394)		男性 n=(305)	
1	子どもにいい影響を与える	73.4%	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.9%
2	男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う	67.5%	子どもにいい影響を与える	53.8%
3	男性自身も充実感が得られる	42.4%	男性自身も充実感が得られる	38.0%

資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供をすすめていきます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
62	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課
63	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課
64	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。 ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	健康課 子育て支援課
65	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。 ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	子育て支援課 児童青少年課
66	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課

No	事業名	事業内容	担当課
67	子育てに関する情報提供・相談の充実	<p>育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他 ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 	健康課 子育て支援課 保育課

施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革を図ることや、男性自身が子育てや介護の知識を持つことにあわせ、パートナーと共に子育てを楽しみながら、情報交換できる仲間づくりを進めます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
68	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課
69	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。 ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室	健康課 子育て支援課
70	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。 ・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進 ・児童館の子育てひろば	子育て支援課 児童青少年課
71	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
72	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館
73	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担うとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
74	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護サービス利用ガイドブックの発行 	介護福祉課
75	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課
76	家族介護者への支援の充実（No.70 再掲）	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

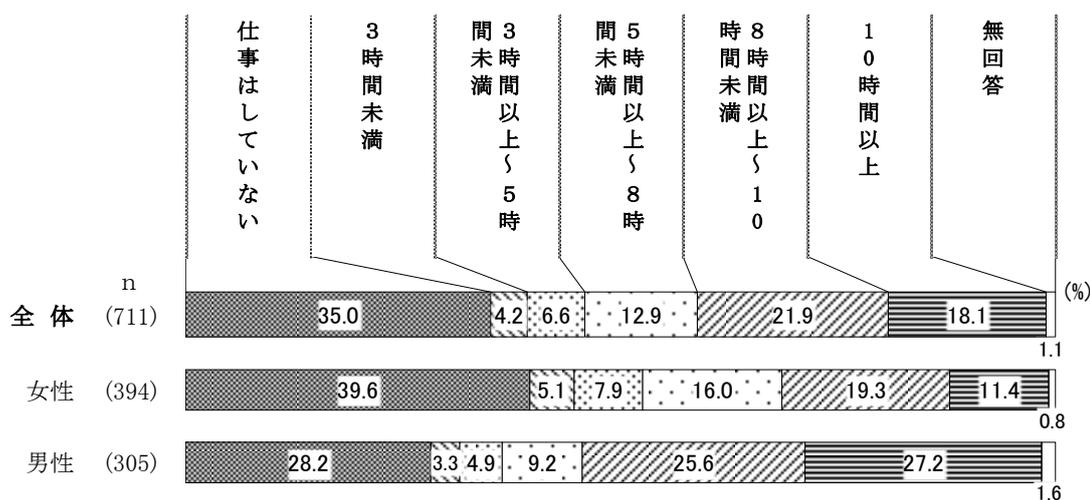
働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としてしています。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働や男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる問題は多くあります。令和2年に実施した市民意識調査の結果をみても、仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で30.7%、男性で52.8%となっており、特に男性は「10時間以上」でもめても27.2%と高く、長時間労働の傾向があります。しかし、生活における優先度の理想をみると、理想の生活の優先度は、男女とも『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっています。

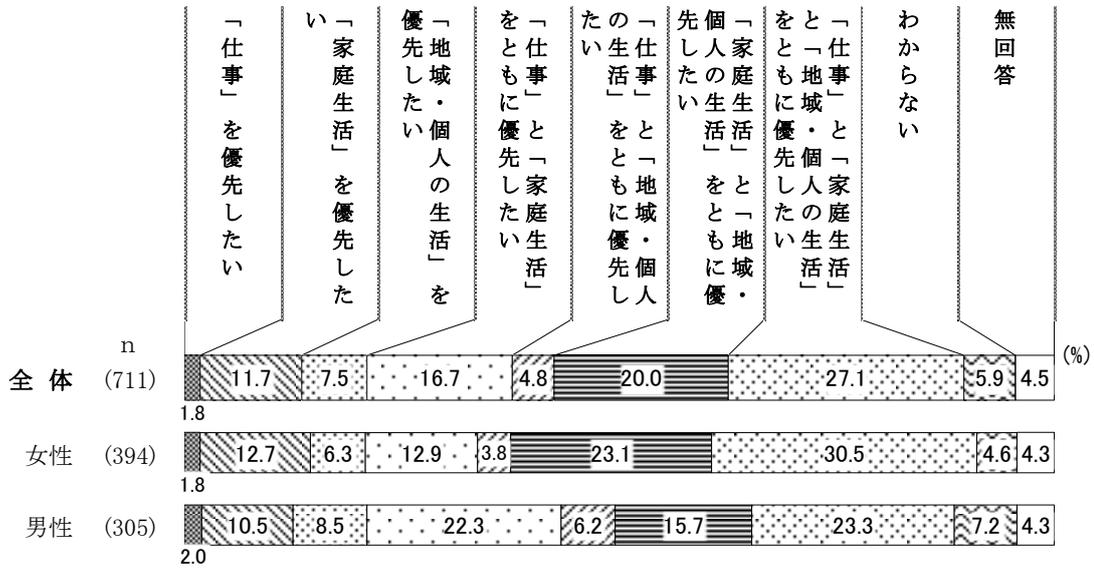
人生100年時代をまえに、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりを視野に入れながら、一人ひとりが働きやすく、自らの能力の向上や活躍をめざすことができる社会に向けワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図っていきます。

仕事に携わる時間



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

生活における優先度（理想）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民、事業者に対して、多様な柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、各種制度の普及、啓発等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
77	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課 （関係各課）
78	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	担当課
79	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・メンタルチェックシステムの活用	経済課 (関係各課)
80	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	企画政策課 経済課
81	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課

主要課題 3

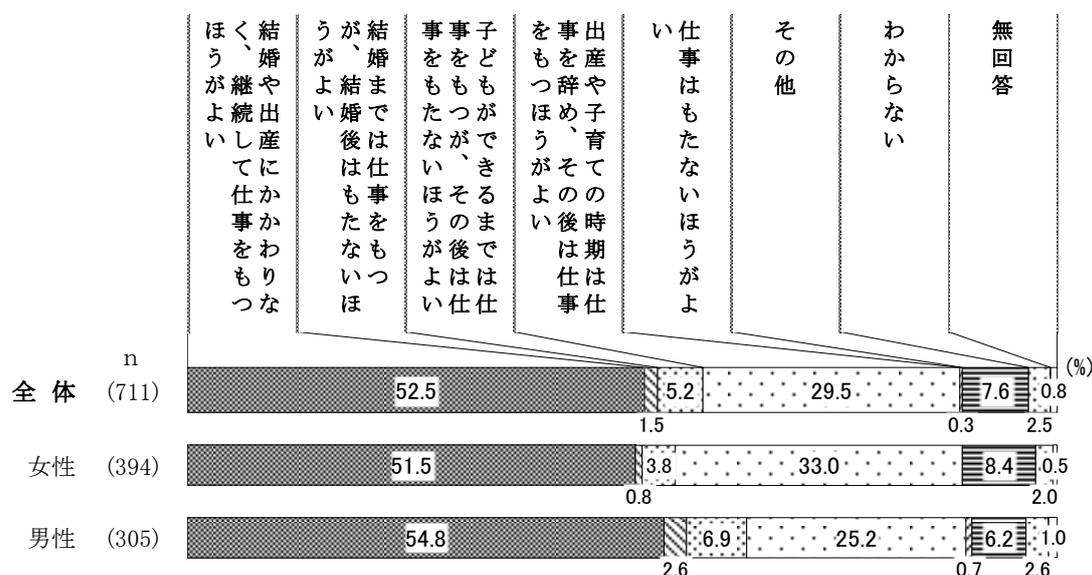
女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、重要な意義を持っています。

しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数を超えていて、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。

様々な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援をすすめる必要があります。

女性が仕事を持つことに対する考え



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	担当課
82	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課
83	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課
84	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課
85	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課
86	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

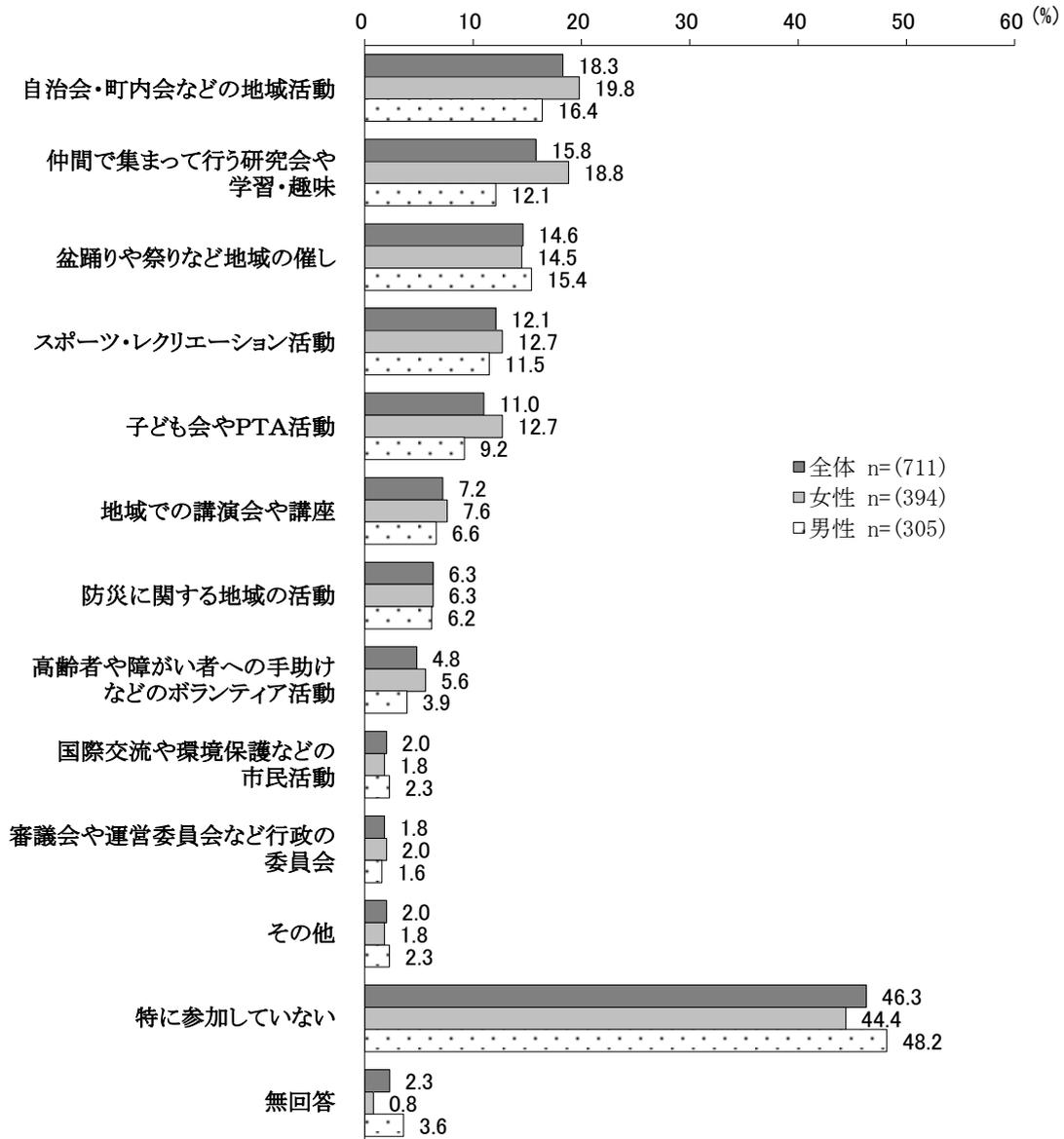
No	事業名	事業内容	担当課
87	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課
88	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課
89	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課

市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、地域活動の参加状況は男女とも「特に参加していない」が最も高く、参加している活動をみると、おおむね女性が男性よりも高くなっている傾向にあります。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメントに注力していくことや、また地域活動に関する情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、引き続き参画を促進することが必要です。

地域活動の参加状況



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	担当課
90	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課
91	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。 ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催	生涯学習課
92	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	担当課
93	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課
94	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	児童青少年課

No	事業名	事業内容	担当課
95	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	<p>地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会 	生涯学習課
96	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題 1

政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することにつながります。

また、近年、国内各所で大規模な自然災害が発生しています。災害時は、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

社会は、多様化、複雑化しており、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。あらゆる分野の政策・方針決定過程への男女の参画を引き続き促進します。

施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率の向上に取り組めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るために防災・防犯などの分野において、男女がともに参画し、活躍できるよう取り組んでいきます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
97	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50% に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課
98	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課

No	事業名	事業内容	担当課
99	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勸奨を行います。	職員課 指導室

主要課題 2

市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策だけではなく、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的、主体的な活動をすることは重要です。

本市では、平成16年（2004年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、平成15年（2003年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、引き続き、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

施策の方向（1）市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	担当課
100	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課

No	事業名	事業内容	担当課
101	市民や市民活動団体等との連携	<p>市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行 ・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施 ・提案型協働事業の実施 ・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施 	企画政策課 コミュニティ文化課 職員課

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	担当課
102	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課
103	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課
104	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課

主要課題 3

推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に関わるものです。そのため、市民、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあいつつ、取り組む必要があります。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進めていくことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づいて、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は16.9%（令和2年4月1日現在）となっており、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に今後も努めていく必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画について理解し、意識をもちながら日々の仕事に取り組み、男女共同参画のさらなる推進にむけて、庁内の連携を充実させることで、有効的かつ総合的な計画の推進体制の確立を図ります。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内関係部署と連携し庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
105	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課 指導室
106	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実に総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。また、「男女平等推進審議会」の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて計画の推進に取り組めます。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	担当課
107	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課
108	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課
109	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
110	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	企画政策課

資料 2 (男女平等推進審議会)

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

(仮称) 第 6 次男女共同参画行動計画素案に関する市民懇談会実施結果

1 日 時 令和 2 年 1 1 月 3 日 (火・祝) 午後 2 時から午後 4 時 0 0 分

2 場 所 萌え木ホール (A 会議室)

3 参加者数 1 1 人 (女性 1 0 人、男性 1 人)

(保育、手話通訳利用はなし。)

4 出席者

- ・ 男女平等推進審議会委員 5 人 (委員 5 名欠席)
- ・ 事務局 3 人 (企画財政部長、男女共同参画担当課長、男女共同参画室主任)
- ・ コンサルタント会社 3 人

5 主な質疑内容 (要旨)

- ・ 市民団体や事業者への男女平等意識の周知啓発について
- ・ 性教育とリプロダクティブヘルツ／ライツの推進について
- ・ (仮称) 男女平等推進センターの整備検討について
- ・ 多様性と多様な性の表現について
- ・ 多様な働き方について
- ・ 虐待について

(仮称) 小金井市第6次男女共同参画行動計画素案における重点施策(案)

基本目標	主要課題	施策の方向	施策
Ⅰ 人権が尊重され、 多様性を認め合う 社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の 普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	② 人権・男女平等に関する講演会等の開催
	3 配偶者等からの暴力の防止と被 害者支援	(1) 暴力の未然防止の意識づくり	② 若い世代への啓発・教育の推進
Ⅱ ワーク・ライフ・ バランスの実現した 暮らしを目指す	1 家庭における男女共同参画の推 進	(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	① 男性の家事・育児・介護への参画促進
	2 働く場における男女共同参画の推 進	(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の 調和)に向けた環境づくり	① だれもが働きやすい職場づくりの促進
Ⅲ 男女共同参画を 積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の 参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画 拡大	① 男女の市政参画の促進
	3 推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進	① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境 整備

（仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画 （素案） 概要について

小金井市男女平等推進審議会

小金井市男女平等推進審議会では、「第5次男女共同参画行動計画」の計画期間終了に先立ち、第5次行動計画を見直し、男女共同参画施策のさらなる推進による、男女共同参画社会の実現を目指すため、令和元年7月に市長から、第6次男女共同参画行動計画について諮問を受けました。

この度、市民意識調査の結果や第8期小金井市男女平等推進審議会からの提言書等を踏まえ、8か月にわたる審議により、「（仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画（素案）」をまとめました。

この案について、令和2年12月11日（金）から令和3年1月12日（火）までパブリックコメントを実施します。ぜひ計画（素案）をご覧になり、ご意見をお寄せください。詳しくは募集要項、市報12/1号又は市ホームページをご覧ください。

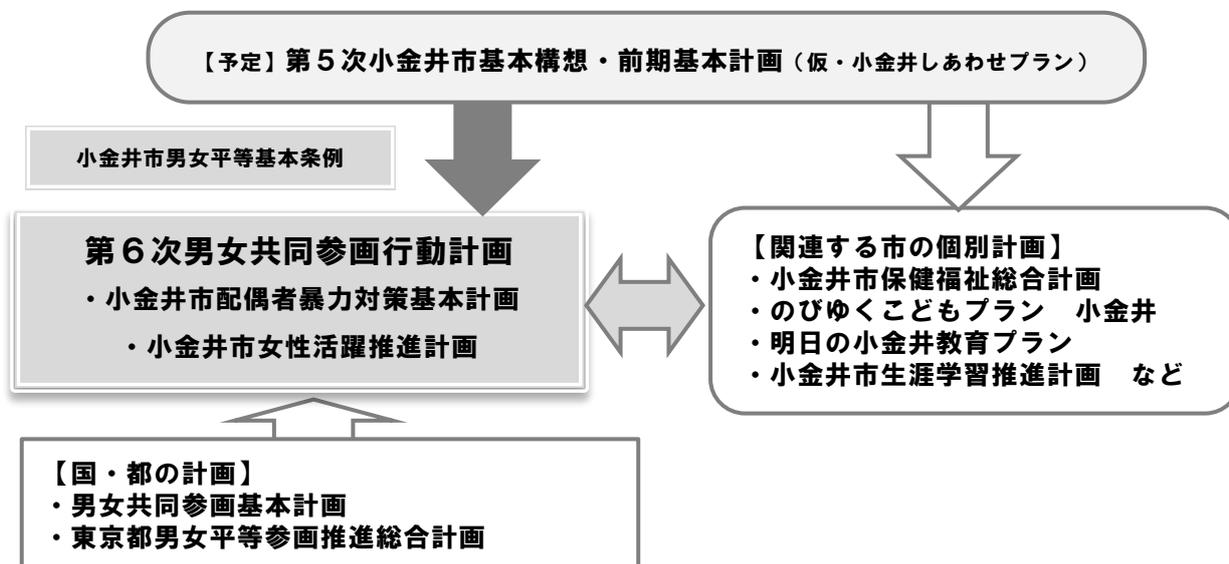
計画策定の趣旨

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければいけない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」を策定します。

計画策定の趣旨と性格

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。



計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想 後期基本計画				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）【予定】 前期基本計画				
（国）第4次男女共同参画基本計画				（国）第5次男女共同参画基本計画【予定】				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画								

基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

個人も、家庭も、地域社会も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していく必要があります。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、第5次計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

基本目標と施策の目標

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

主要課題	施策の方向
①人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の促進
②男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
③配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実
④ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
⑤生涯を通じた心と身体健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり
⑥様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

主要課題	施策の方向
①家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備
②働く場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進
③女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就労に関する支援
④市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

主要課題	施策の方向
①政策・方針決定過程への男女の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
②市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開
③推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化

小金井市第5次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(令和元年度実績)

令和2年11月

小金井市

はじめに

小金井市では、小金井市第4次男女共同参画行動計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、平成29年3月に「小金井市第5次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、令和元年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

令和2年11月

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念	1
2 基本目標	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の性格	3
5 計画の期間	4
6 施策の体系	5

II 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和元度実績）

1 推進状況調査の概要	6
2 推進状況調査結果の概要	7
3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4 推進状況調査結果（事業別一覧）	10

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題 1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	10
--------------------------	----

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	12
----------------------------	----

主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進	14
----------------------------	----

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	14
--------------------------	----

主要課題 3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり	16
------------------------	----

施策の方向(2) 被害者支援の推進	18
-------------------	----

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実	18
------------------------	----

主要課題 4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	20
---	----

主要課題 5 生涯を通じた心と身体への健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	22
------------------------------	----

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	24
-----------------------------	----

主要課題 6	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向(1)	各家庭の状況等に応じた支援	28
施策の方向(2)	自立した生活への支援	28
基本目標 II	ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	
主要課題 1	働く場における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	30
施策の方向(2)	働く場における男女平等の推進	30
主要課題 2	家庭における男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	育児支援体制の整備	32
施策の方向(2)	介護等への支援体制の整備	34
施策の方向(3)	男性の家庭・地域活動への参画促進	36
主要課題 3	女性の活躍と多様な働き方への支援	
施策の方向(1)	女性の就労に関する支援	38
主要課題 4	市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
施策の方向(1)	地域づくり活動における男女共同参画の推進	40
基本目標 III	男女共同参画を積極的に推進する	
主要課題 1	政策・方針決定過程への男女の参画	
施策の方向(1)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	42
主要課題 2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	
施策の方向(1)	市民参加・協働による事業展開	42
主要課題 3	推進体制の充実・強化	
施策の方向(1)	市内の男女平等の推進	44
施策の方向(2)	計画の推進体制の強化	44
5	配布・配架等一覧表	46

III 資料

1	行政委員会及び審議会等における女性の割合（令和2年4月1日現在）	52
2	男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（令和元年度）	54

I 第5次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第4次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、特に以下の二つのテーマが重要であるとの認識のもとに、さまざまな取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々の多様性を認め合い、人が人として尊重され、健康を享受し、ともに参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

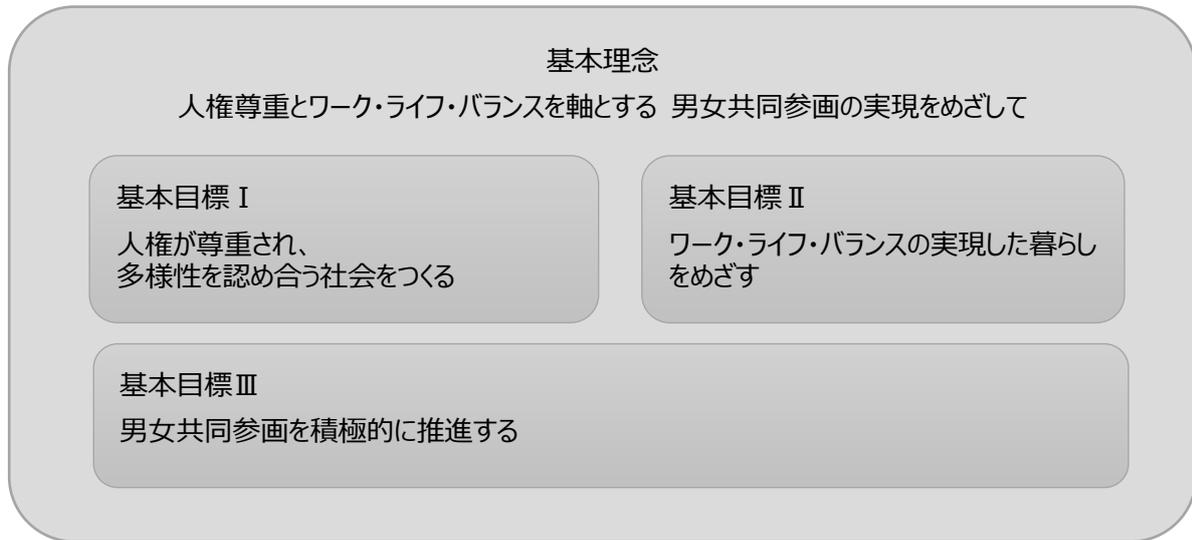
二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子・高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場でいきいきと男女が活躍できること、仕事や家事・育児・介護の多重負担を強いられないようにすること、また、男性の意識や長時間労働といった男性中心型の労働慣行等を変えていくことなどは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものとなります。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。



基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画の学びへの支援や、男女の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援を進めます。

「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応したDVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動等、あらゆる分野に参画し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

「女性活躍推進法」に定められた市町村女性活躍推進計画を取り込み、職業生活における女性の活躍支援、男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

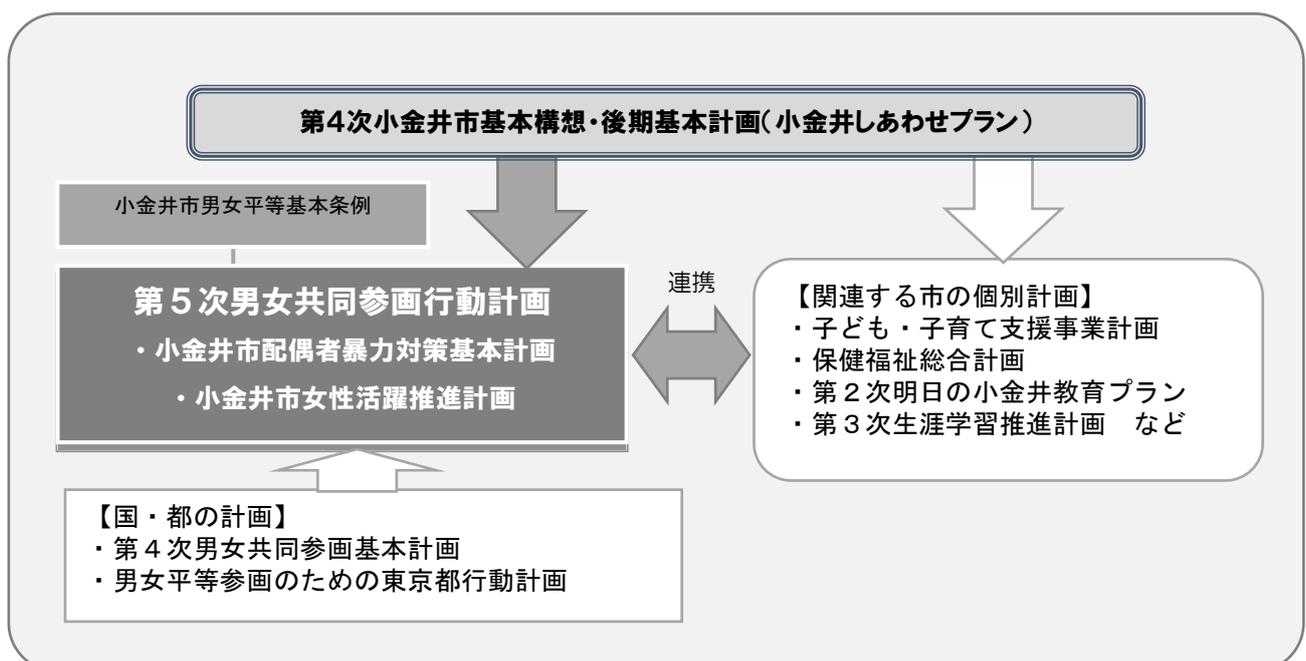
また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の位置付け

- ・本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ・本市の第4次小金井市基本構想・後期基本計画（小金井しあわせプラン）における施策の大綱の一つである「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。
- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ・本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ・本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

4 計画の性格

- ・本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ・本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、東京都の「男女平等参画のための東京都行動計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ・本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ・本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



5 計画の期間

・本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの4年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(計画の期間)

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第4次男女共同参画行動計画				第5次男女共同参画行動計画			
第4次小金井市基本構想							
前期基本計画			後期基本計画				
				(国) 第4次男女共同参画基本計画			
(都) 男女平等参画のための東京都行動計画							

6 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進 (2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進 (2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)暴力の未然防止の意識づくり (2)被害者支援の推進 (3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり (2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援 (2)自立した生活への支援
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり (2)働く場における男女平等の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備 (2)介護等への支援体制の整備 (3)男性の家庭・地域活動への参画促進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進 (2)計画の推進体制の強化

Ⅱ 第5次男女共同参画行動計画の推進状況調査（令和元年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第5次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する。また、小金井市男女平等基本条例第11条でも、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し、公表するものとしている。

【調査事業】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている109事業

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる（60事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（35事業）

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する（14事業）

【対象課】

第5次男女共同参画行動計画に掲載されている21課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（4課）：地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（3課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○自己評価（対前年度実績）

A＝充実・強化（事業を新たに実施した。または充実した。）

B＝前年度同様（前年度と同様の内容で実施した。）

C＝縮小

D＝未着手（該当事業に取り組まなかった。）

○男女共同参画の視点

（効果があったと思われる男女共同参画の視点を「○」で選択 複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 - ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 - ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進
- 自己評価と効果（達成度）の理由及び前年度比
- 男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が令和元年度に行った事業に対して、前年度に比べての自己評価結果及び「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目 標	事業数		自己評価				効果があったと思われる男女共同参画の視点					
	a	b	A	B	C	D	①	②	③	④	⑤	⑥
基本 目標 Ⅰ	60事業 【48事業】	99事業 【79事業】	7事業 (8.9%)	67事業 (84.8%)	1事業 (1.3%)	4事業 (5.1%)	25事業 (31.6%)	14事業 (17.7%)	40事業 (50.6%)	38事業 (48.1%)	2事業 (2.5%)	35事業 (44.3%)
基本 目標 Ⅱ	35事業 【29事業】	54事業 【42事業】	6事業 (14.3%)	36事業 (85.7%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	14事業 (33.3%)	18事業 (42.9%)	22事業 (52.4%)	7事業 (16.7%)	16事業 (38.1%)	12事業 (28.6%)
基本 目標 Ⅲ	14事業 【14事業】	19事業 【19事業】	0事業 (0%)	19事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	10事業 (52.6%)	5事業 (26.3%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	12事業 (63.2%)	13事業 (68.4%)
計	109事業 【91事業】	172事業 【140事業】	13事業 (9.3%)	122事業 (87.1%)	1事業 (0.7%)	4事業 (2.9%)	49事業 (35.0%)	37事業 (26.4%)	62事業 (44.3%)	45事業 (32.1%)	31事業 (22.1%)	60事業 (42.9%)

※事業数は（上記 a 欄）109 事業ですが、評価対象となる事業数は【 】内の 91 事業です。1 事業に対して複数課が担当課になっている場合を含めると（上記 b 欄）172 事業、評価対象事業は 140 事業あります。

※効果があったと思われる男女共同参画の視点は複数回答可としているため、重複して選択している項目もあります。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記 b 欄の【 】内の評価対象事業数を基に算出しています。（小数点第二位を四捨五入）

※効果があったと思われる男女共同参画の視点で割合が高かった視点を  で示しています。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方

欄外に、「基本目標」、「主要課題」、「施策の方向」、「施策」を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。

参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

「番号」「事業名」「事業内容」「担当課」を記載しています。

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	<p>本例は、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <p>チラシ・パンフレットや啓発物等の配布・配架のみを行った事業（例年ごとの内容で発行したものを含む）や、市報・市ホームページでの周知・啓発のみの事業について、P46「配布・配架等一覧表」に掲載しています。</p>		<p>男女共同参画情報誌「かたらい」50・51号を発行 発行部数 各号2,600部 配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師等 計404箇所 記録集を発行 「関係機関、学校、市施設等」計170</p>	
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	<p>男女共同参画室シンポジウムの及びこがねいパレットの参加者（計73人）へ男女平等都市宣言資料を配布した。こがねいパレット記録集に男女平等都市宣言を掲載し周知を図った。 こがねいパレット記録集を発行部数 400部</p>
(5)	人権に関する講演会等の開催	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。</p>	・人権に関する講演会の開催	<p>広報秘書課</p> <p>「ひとりじゃないよ～院内学級の子どもたちが教えてくれた大切なこと」 参加者 90名</p>	
			・人権作文発表の実施	広報秘書課	実施なし
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※別紙「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課	<p>「映像の中の女性たち」をテーマに、メディアリテラシーの観点から、ディズニースタイルのヒロインが時代とともにどのように変化していったのか講演いただいた。 講師：国広洋子氏（武蔵大学名誉教授） 参加者 35人（女性25人、男性10人）</p>	
(8)	メディア・リテラシー	市報などを通じて市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行う	企画政策課	<p>市報「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディア・リテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。 また、男女共同参画シンポジウムでメディア・リテラシーに関する講演会を開催した。※再掲(6)</p>	
(9)	★情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	<p>携帯電話会社、警察等と連携し、セーフティ教室を実施するなど情報モラル教育を推進した。 全小・中学校 14校</p>	

事業を実施したことにより、「効果があったと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。(複数回答可)

【効果があったと思われる男女共同参画の視点】

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

対前年進捗度の自己評価を記載しています。

- 自己評価 (対前年進捗度) について
- A=充実・強化 (事業を新たに実施した。または充実した。)
- B=前年度同様 (前年度と同様の内容で実施した。)
- C=縮小
- D=未着手 (該当事業に取り組まなかった。)

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

自己評価(対前年進捗度)※1	効果があったと思われる男女共同参画の視点(効果視点)※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	『かたらい50号』では、「人生100年時代 あなたもライフコースについて考えてみよう」を特別企画のテーマとし記事を掲載した。 『かたらい51号』では、特別企画として小金井市名誉市民の毛里和子さんへのインタビュー記事を掲載。特集として「子どもの視点から男女共同参画を考えてみよう」をテーマにインタビュー及び寄稿を掲載した。 『第33回こがねいパレット記録集』は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいパレット記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。 (前年度比) 配布先・発行部数は前年同様	今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及び市ホームページへ掲載し、周知を図っていく。
B	○	○					講演会参加者等に対し男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 (前年度比)資料の配布機会 前年同様 こがねいパレット記録集の発行部数 前年同様	周知を進めていくため、講演会や市報及び市ホームページを利用し、男女共同参画の理解促進を図っていく。
A	○		○	○			都の補助金を活用することで人気の高い講師を呼ぶことができ、今年度は満席となり、多くの人の人権意識啓発に繋がった。 アンケート(79人回答)においても、77人の方が内容が良かったと回答している。 (前年度比) +3名	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
D							平成26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったことと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。	左記の理由により、今後は実施しない。
B	○	○					テーマ設定や講演タイトルがわかりずらく、参加者数が前年度より減少したが、毎年テーマを変えて様々な角度から男女共同参画の啓発を行うことができた。 (前年度比)参加者 50%(女性△20人 男性△15人)	集客を増やせるよう、テーマ設定やポスターデザインを工夫するなど周知方法を検討し、多くの市民へ男女共同参画の意識啓発をできるよう努めていく。
A	○					○	男女共同参画シンポジウムで、「映像の中の女性たち」と題するメディア・リテラシーに関する講演会を開催し啓発を行うことができた。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						ICT教育が進む中、授業等でも情報モラル教育を扱うことが増えてきた。 (前年比) 実施校 前年同様	情報モラルを指導する際にインターネットによる人権侵害、男女平等について扱うようにする。

4 推進状況調査結果(事業別一覧)

基本目標 I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

施策の方向(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。	・人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布	児童青少年課	※「配布・配架等一覧表」参照
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布	企画政策課	男女共同参画情報誌「かたらい」50・51号を発行 発行部数 各号2,600部 配布先 東京都・区市町関係機関、医師会会員、歯科医師会会員、学校、市施設等 計404箇所 第33回こがねいパレット記録集を発行 発行部数 400部 配布先 東京都・区市町関係機関、学校、市施設等 計170箇所
			・新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知	企画政策課	男女共同参画室シンポジウムの及びこがねいパレットの参加者(計73人)へ男女平等都市宣言資料を配布した。 こがねいパレット記録集に男女平等都市宣言を掲載し周知を図った。 こがねいパレット記録集を発行部数 400部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。	・女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等	図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努めたほか、男女共同参画週間に合わせてテーマ図書を32冊展示し、5冊の利用があった。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照	

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催 【重点施策】

(5)	人権に関する講演会等の開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。	・人権に関する講演会の開催	広報秘書課	「ひとりじゃないよ～院内学級の子どもたちが教えてくれた大切なこと」 参加者 90名
			・人権作文発表の実施	広報秘書課	実施なし
			・人権啓発物品の配布	広報秘書課	※「配布・配架等一覧表」参照
(6)	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。		企画政策課	「映像の中の女性たち」をテーマに、メディアリテラシーの観点から、ディズニーアニメのヒロインが時代とともにどのように変化していったのか講演いただいた。 講師：国広洋子氏(武蔵大学名誉教授) 参加者 35人(女性25人、男性10人)
(7)	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員による企画・運営する男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。		企画政策課	市民実行委員10人による企画・運営で、第33回こがねいパレット「It's 笑(ショー) タイム!! 笑いで吹き飛ばせ 暮らしのモヤモヤ」を開催した。母娘漫才コンビの林家まる子さんと林家カレー子さんによる漫才を、笑いを交えながら男女共同参画に関する話題で披露いただいた。 市民実行委員数 10人 参加人数 38人(女性25人、男性13人) 賛同団体展示 12団体 記録集 400部(令和2年3月発行)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○		○		○	<p>『かたらい50号』では、「人生100年時代 あなたもライフコースについて考えてみよう」を特別企画のテーマとし記事を掲載した。 『かたらい51号』では、特別企画として小金井市名誉市民の毛里和子さんへのインタビュー記事を掲載。特集として「子どもの視点から男女共同参画を考えてみよう」をテーマにインタビュー及び寄稿を掲載した。 『第33回こがねいバレット記録集』は、当日の内容と、男女共同参画に賛同する団体の紹介等を掲載した。 「かたらい」及び「こがねいバレット記録集」の発行を通し、男女平等意識の啓発を行うことができた。 (前年度比) 配布先・発行部数は前年同様</p>	<p>今後も情報誌及び記録集を発行し、男女共同参画に関する理解促進を図る。 また、市報及び市ホームページへ掲載し、周知を図っていく。</p>
B	○	○					<p>講演会参加者等に対し男女平等基本条例等の周知を行うことができた。 (前年度比)資料の配布機会 前年同様 こがねいバレット記録集の発行部数 前年同様</p>	<p>周知を進めていくため、講演会や市報及び市ホームページを利用し、男女共同参画の理解促進を図っていく。</p>
B	○					○	<p>男女共同参画週間に合わせて、関連図書や男女共同参画室所蔵資料を、テーマ図書として展示・貸出を行い、来館者に男女共同参画の意識の啓発を行うことができた。</p>	<p>今後も、人権・男女平等の資料の収集に努めるとともに、男女共同参画週間に合わせて、テーマ図書展示及び図書館Twitter等での広報活動を行い、資料の活用にも努める。</p>

A	○		○	○			<p>都の補助金を活用することで人気の高い講師を呼ぶことができ、今年度は満席となり、多くの人の人権意識啓発に繋がった。 アンケート(79人回答)においても、77人の方が内容が良かったと回答している。 (前年度比) +3名</p>	<p>実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。</p>
D							<p>平成26・27年度の人権講演会において、集客効果を期待して人権作文コンテスト受賞者の表彰及び発表を合わせて実施したが、期待した結果が得られなかったこと、受賞者は東京都大会にて表彰及び発表の機会があることに加え、作文の内容によっては、市内という限られた区域での発表は個人情報保護の観点から相応しくないケースも想定されることから、29年度以降は実施しないこととした。</p>	<p>左記の理由により、今後は実施しない。</p>
B	○	○					<p>テーマ設定や講演タイトルがわかりやすく、参加者数が前年度より減少したが、毎年テーマを変えて様々な角度から男女共同参画の啓発を行うことができた。 (前年度比)参加者 50%(女性△20人 男性△15人)</p>	<p>集客を増やせるよう、テーマ設定やポスターデザインを工夫するなど周知方法を検討し、多くの市民へ男女共同参画の意識啓発をできるよう努めていく。</p>
B	○	○				○	<p>身近な話題をテーマにした漫才の中に男女共同参画の話があり、わかりやすく楽しみながら男女共同参画を考える機会となった。 参加者数は前年度から減少したが、アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が96%と満足度が高かった。また、初めてこがねいバレットに参加した37.9%の人に、男女共同参画の意識啓発を行うことができた。 (前年度比)市民実行委員 +1人 参加者 54.3%(女性△20人 男性△12人) 賛同展示団体 △2団体 記録集 前年同数</p>	<p>市民実行委員とともに毎年異なるテーマや内容を企画し、賛同団体の協力を得ながら男女共同参画の啓発を行っていく。</p>

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

施策① メディア・刊行物等への配慮

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(8)	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課	市報「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディア・リテラシー」と題した記事を掲載し、メディア・リテラシーの重要性及び人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。 また、男女共同参画シンポジウムでメディア・リテラシーに関する講演会を開催した。※再掲No.(6)	
(9)	★情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室	携帯電話会社、警察等と連携し、セーフティ教室を実施するなど情報モラル教育を推進した。 全小・中学校 14校	
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	新入職員への新任研修及び庁内に「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を行い、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」により市刊行物への適切な言葉や表現の使用について周知を図った。
			・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。 月2回、1日・15日に発行。 令和元年度は1,572,300部発行 (平成31年4月15日号～令和2年4月1日号)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

(11)	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課	市報(年2回)及びホームページに男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口等の情報について掲載し、男女平等に関する苦情処理のしくみを図解でわかりやすく周知した。 専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えている。	
(12)	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。	・人権・身の上相談、市民相談	広報秘書課	人権・身の上相談14回21件 市民相談 240回1,252件
			・女性総合相談	企画政策課	生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラーによる相談の場を年間59日177コマ提供し、ひとりで悩むことなく相談を通して解決方法を見出していただけるように助言等を行った。 相談者の希望により面談または電話での相談を実施し、子どもの保育が必要な相談者には保育を利用できる環境を整えている。 市報、市ホームページ、情報誌等により、相談窓口の周知を行った。 延べ相談件数119件 保育利用件数 8件

施策③ 多文化共生のまちづくり

(13)	外国人相談の実施	市内に居住する外国人の日常生活に関する相談・情報提供など、専門の相談員による外国人相談を実施します。	広報秘書課	外国人相談0回0件	
(14)	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課	非核平和映画会「この世界の片隅に」上映 参加者129名 原爆写真パネル展 参加者407名(男238名、女169名) 横断幕掲出(市内5か所) 7/10～8/14 原爆死没者への黙とう 平和行事参加の旅 参加6名(男4名、女2名) 小金井平和の日記念行事(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	
(15)	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室	オリパラ教育として国際理解を推進した。英語や外国語活動で多様な文化や習慣をもつ外国について理解を深めた。 ALT派遣 全小・中学校14校 留学生交流会2校	
(16)	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課	国際交流として、昨年までと同様に日本語スピーチコンテスト(参加者45人)・うどん打ち体験会(34人)・子ども国際交流フットサル大会(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座を2回開催した(第1回参加者28人、第2回参加者35人)。
			・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館	○青年国際交流事業「生活日本語教室」年間39回、延べ参加者1,242人 ○国際交流事業「不思議な国ネパール」4回、受講者数26人(男性7人、女性19人)、延べ参加者80人 ○市民講座「多文化共生とは?～グローバル社会で外国人と共存するには?～」2回、受講者数21人(男性9人、女性12人)、延べ参加者37人

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
A	○					○	男女共同参画シンポジウムで、「映像の中の女性たち」と題するメディア・リテラシーに関する講演会を開催し啓発を行うことができた。	男女の性差別、偏見の助長、固定的な考えを防止するため、引き続き市報を活用し広く市民に普及・啓発を図っていく。
B	○						ICT教育が進む中、授業等でも情報モラル教育を扱うことが増えてきた。 (前年比) 実施校 前年同様	情報モラルを指導する際にインターネットによる人権侵害、男女平等について扱うようにする。
B	○					○	前年と同様に新入職員及び庁内全課に対し、市刊行物への適切な言葉や表現の使用について改めて周知を行うことができた。	全庁に市刊行物に適切な言葉や表現を用いていくように継続して周知を図り、ガイドラインの活用を進めていく。
B	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

B						○	前年と同様に市報及び市ホームページを活用し周知を行い、相談があった際に対応できる体制を整えた。	市報やホームページ等を通して周知を継続し、公平に適切かつ迅速に処理できる体制を維持していく。
B		○	○	○		○	相談事業を通じて個々の人権問題解決に寄与することにより、人権意識の育成につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回17件→14回21件 市民相談 244回1,246件→240回1,252件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B						○	相談者延べ人数は減少となったが、相談者数は増加した。 相談体制及び周知方法は前年同様に行った。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5% 保育利用件数 ±0件	市報・市ホームページや刊行物等とおし、できるだけ多くの方が利用できるよう周知を行っていく。

B			○	○		○	例年、利用件数が少ない。周知方法等の検討が必要。 (前年度比) 0件→0件	他市の状況、代替案の必要性等、総合的に検討を行い事業継続の可否を判断する。
B	○					○	様々な事業を通じ、人権尊重や平和の尊さについて啓発することができた。 (前年度比) 非核平和映画会 △21人 原爆写真パネル展 +13人 横断幕掲出 前年同様 平和行事参加の旅 △1人 小金井平和の日記念行事 △112人	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B	○						外国語及び外国の文化や習慣への理解を深めることができた。 (前年比) ALT派遣 実施校 前年同様 実施時間 小学校+5時間 留学生交流会 前年同様	ALTの派遣時数のさらなる充実を図る。
B	○						国際交流及び国際理解を推進する事業を実施し、市民の人権意識の醸成につなげることができた。 参加者の前年度比は日本語スピーチコンテストが93%・うどん打ち体験会が106%・「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座が96%となった。	参加者アンケートからも各事業の継続を求める声が多く、今後も同事業の充実を図りたい。(なお「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座は、東京都が東京五輪にむけて主催し、各市で実施していた事業であり、令和元年度で終了予定である。)
A			○			○	外国人の男女が日常生活に必要な日本語の習得支援を行った。気軽に参加可能な場を提供し国際交流の推進と異文化へ触れる機会が作れた。 (前年度比) 生活日本語教室 延べ参加者数80% その他の講座 延べ参加者数170%	引き続き日常生活に必要な日本語の学習や各種イベントを開催し、公民館を活用した国際交流事業を継続して実施する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
 施策の方向(1) 教育の場における男女平等教育の推進
 施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(17)	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び小・中学校に勤務する職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課	平成26年度の新任研修から男女共同参画の科目を新設し、新入職員向けの研修を実施している。また、毎年度、市町村職員研修所で開催している男女共同参画形成研修に入所2年目の職員を派遣している。
			指導室	教職員に対して、人権に関わる研修を実施した。 初任者研修会15人、人権教育推進委員14人
(18)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	指導室	各学校における人権教育プログラムに基づいた男女平等教育の推進、人権教育推進委員に対する研修を実施した。 人権教育推進委員14人×4回実施
			指導室	教務主任研修会において、男女平等の視点に立った、主体的に進路選択するための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を行った。 教務主任研修会 年1回実施
			指導室	進路指導主任研修会において、主体的に進路選択するための望ましい勤労観・職業観に関わる研修を行った。 進路指導主任会 年1回実施

施策の方向(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進
 施策① 家庭における教育・学習の推進

(19)	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課	両親学級 令和元年度実績 実施回数:平日コース(年4回)・土曜日コース(年5回) 平日コース:参加実人数68人(女性:38人、男性30人) 土曜日コース:参加実人数255人(女性:131人、男性124人)
(20)	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。		子育て支援課	エンジェル教室 年21回(2日間コース) 参加者 保護者 361人 子ども 347人 ※新型コロナウイルスの影響にて2月1回分、3月を中止 カルガモ教室 年12回(3日間コース) 参加者 保護者129人 子ども129人
(21)	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。		生涯学習課	各小中学校PTAに委託し、家庭教育学級を実施した。小中学校12校において、性別にとらわれない家庭環境づくりや家庭教育の諸問題、子どもの健康、遊び、文化等についてのテーマをもとに企画・実施した。 参加者 2,398人

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

(22)	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。		公民館	○障害者青年学級「みんなの会」年間22回、学級生45人(男性20人、女性25人)、延べ参加者671人 ○男女共同参画講座「歴史を作った女性たち〜ココロ・シャネルと津田梅子の生涯〜」2回、受講者数35人(男性4人、女性31人)、延べ参加者58人 ○「認知症カフェ」22回、延べ参加者360人(男性124人、女性236人)
(23)	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	・市職員派遣による出前講座	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員等が出向き説明をする「出前講座」を24回実施。
			・市民がつくる自主講座(男女共同参画部門)の開催	公民館	「子育て 仕事 保育園えらび」参加者8人(女性8人) 「子育て中の家族のための家事と家計の講座」2回、延べ参加者24人(女性24人) 「ココロと身体で感じる子育て」2回、延べ参加者37人(女性37人) 「ドイツ・スウェーデンの子ども達の話」2回、延べ参加者42人(男性17人、女性25人) 「小金井の街から知ろう変えよう『女性と子どもの生きづらさ』」2回、延べ参加者53人(女性53人) 「対話を大切にする国デンマークで学生が学んだこと」参加者8人(女性8人) 「これいいね! 日本の食卓」3回、延べ参加者55人(男性2人、女性53人)

※2 効果があつたと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があつたと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○						男女共同参画の意識向上を図るため、新入職員9名に対し新任研修を行い、また、2年目職員及び未受講者8名を市町村職員研修所へ派遣し、理解を深めた。	今後も研修を継続していくとともに、時代背景に合わせた研修内容となるように適宜検討していく。
B	○						人権教育推進委員会を年間4回実施し、人権尊重教育推進校発表(小金井第一小学校)には、市内多くの教員が参加した。 (前年度比) 参加者 初任者△8人 推進委員 前年同様	人権教育推進委員会を通じて、男女平等教育についての正しい理解を図っていく。
B	○						各学校の人権教育推進計画に基づき、各教科、特別活動で扱った。研修会を通して教員の意識の向上が図られた。 (前年度比) 実施校 前年同様	市教委主催の様々な教職員研修の中で、男女平等の視点を含む人権教育を推進していく
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない勤労観・職業観の育成を行うことができた。 (前年度比) 教務主任研修会 前年同数	職場体験学習におけるキャリア教育を推進する。
B	○						固定的な性別役割分担にとらわれない進路指導を行うことができた。 (前年度比) 進路指導委員会 前年同数	性別にとらわれることなく、能力・適性を生かした適切な進路指導の充実を図る。

B	○	○	○				平日コース参加人数前年比63% 土曜日コース参加人数前年比72% 2コース共に参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月分が中止となり、前年度を下回ったが、女性に対する男性の参加比率については前年度89%に対し、今年度91%と上昇した。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。 また、家庭において、共に子育てに関わっていけるよう支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 新型コロナウイルスの影響で中止したこともあり利用者が減少となっている。 (前年度比)参加者減(△15～19%)	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、父親参加について市報等で周知しているが、残念ながら参加はない。引き続き周知するとともに父親向け講座など参加の機会を補っていきたい。
B						○	家庭教育学級を実施することにより、家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子どもの育成を図ることができた。 (前年度比)参加者 △384人	今後も保護者、学校の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。

B	○	○	○	○		○	男女平等、人権意識、差別解消を育む学習の場の提供が図られた。 (前年度比) みんなの会 延べ参加者数88% 男女共同参画講座 延べ参加者数89% 認知症カフェ 延べ参加者数89%	今後も継続して実施する。
B						○	前年に比べ、実施回数は減っているが、毎年ご依頼いただいている団体もある。 (前年度比)実施回数 △6回	市報等でPRを行い、学習の場の提供等を引き続き行う。
C	○	○	○	○	○		事業承認後に辞退した団体があつたこと、新型コロナウイルスによる講座が中止になったこと等が影響して前年度のレベルを大きく下回ってしまった。 (前年度比) 延べ講座回数 65% 延べ参加者数 38%	当講座の趣旨を広く市民に周知するため、説明会は複数回実施した。今後とも目的に沿った講座となるよう継続して支援していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の方向(1) 暴力の未然防止の意識づくり

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			企画政策課	国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、市役所第二庁舎において「DV防止普及啓発パネル展」を2週間開催した。DV防止普及啓発パネルの設置や国、都、市などで作成しているポスターやリーフレットの展示・配布を行った。
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
(26)	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課	妊婦面談 令和元年度実績 726人 妊婦面談率78.3%(妊娠届1,032人) 乳児全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や乳幼児健診で、アンケートの実施や聞き取りを行った。支援が必要な事案については関係機関と連携し支援方針の検討を実施。 令和元年度訪問延べ件数:2,487件
			子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年55回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点施策】

(27)	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室	各学校で人権教育プログラムに基づいたハラスメントについて児童・生徒に指導した。
(28)	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様の期間、内容で開催した。 来庁者及び職員に対しDV防止の啓発を行うことができた。	「DV防止普及啓発パネル展」の開催を継続し、引き続きDVの理解、DV防止の啓発を行っていく。
B				○		○	2月あたりより新型コロナウイルス流行により、面談希望が減少。また早めの里帰りも増加したことにより、昨年度の妊婦面談率は79.3%であったのに対し、今年度は78.3%と少し減少した。	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも面談の機会を提供し、だれもが安心して出産できるように、継続して実施していく。
A				○		○	要対協機関に前年度に引き続き、1機関加わり、地域ネットワークの充実を図った。また各種会議を開催し、各機関に対し児童虐待防止に関する共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。 (前年度比)要対協機関 1増	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携するとともに、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、面前DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう事例検討などを行う。

B	○						前年同様に全小・中学校で、人権教育プログラムを活用した指導が行うことができた。	児童・生徒へ人権教育を継続して行い、人権についての正しい理解を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
C=縮小
D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(2) 被害者支援の推進

施策① 安全確保と自立支援の実施

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(29)	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関との連携した安全確保に努めます。また、民間シェルターへ財政的支援を行い、被害者の自立支援を推進します。	企画政策課	DV等被害者の安全確保のため、警察や庁内関係各課と連携し対応した。 また、小金井市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱に基づき、民間シェルターへ財政的支援を行った。
(30)	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	DV等被害者等からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を実施した。 DV等被害者支援の連携強化のため庁内関係各課との情報交換会及び東京ウィメンズプラザの出前講座「DV基礎研修」を開催した。 情報交換会の開催 1回
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。
(31)	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課	関係機関及び庁内関係各課と連携しDV被害者へ必要な支援や自立に向け、情報提供を行った。 庁内関係各課との情報交換会において、情報の共有を図った。 情報交換会の開催 1回 ※再掲No.(30)
(32)	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	保育課	児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携し、保育所入所及び在園している要保護児童への支援を行っている。
			学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続を行った。また、市内の各小中学校と情報を共有したこと、連携ができた。
			指導室	校長に対し、校長会等で、要保護児童への支援について、対応法と理解を深めた。子ども家庭支援センターと連携し、要保護児童の就学相談を行った。 就学相談 年6回実施

施策の方向(3) 相談・連携体制の整備・充実

施策① 相談体制の整備・強化

(33)	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課	女性総合相談を実施し、女性の抱えるさまざまな悩みを相談できる環境を整えるとともに、民間支援組織等の情報を相談者へ提供し、また、市ホームページにおいて周知した。 延べ相談件数119件 ※再掲No.(12)
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
(35)	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課	関係機関が開催したDVに関する研修会等に参加した。 参加者延べ 1人

施策② 連携体制の充実

(36)	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課	関係機関情報交換会において、都、警察、他市と配偶者からの暴力等による被害者の支援等について情報共有を図った。 男女共同参画施策推進行政連絡会議等にて関係各課へ情報提供を行った。
(37)	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課	国や都からの情報を通じて、都内の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集を行った。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度と同様に民間シェルターへの財政的支援によって、被害者の支援及び生活の安定を図ることができた。 (前年度比)補助金額 前年同額	被害者が安全で安心して生活できるよう、避難できる施設の提供及び自立に向けたサポートなどを行う民間シェルターを引き続き支援していく。
A			○	○		○	毎年開催している情報交換会で、令和元年度は「DV基礎知識」についての研修を実施した。 また、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図るための意識の共有と理解促進を図ることができた。 (前年度比)情報交換会の開催 前年同数	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っていく。
B						○	支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○		○	庁内関係各課との情報交換会により各課との連携を確認し、DV等被害者への必要な支援や情報提供を行うことができた。	関係機関、庁内の関係各課と連携し、被害者支援に必要な支援を行っていく。
B		○	○	○		○	待機児童が多い中、出来る限り入所への配慮を行うとともに、在園している要保護児童についても連携しながら支援を行っている。	各課がどのような対応が可能なのか、関係各課同士で共有する必要がある。行政全体として、どう支援が出来るか専門知識を持った職員の育成が課題。
B						○	支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。
B	○					○	保護者の希望を踏まえ、相談所も関わりながらよりよい進路を検討している。 (前年比) 実施回数 前年同様	要保護児童の情報を関係機関とスクールソーシャルワーカーが連携していく。

B			○	○		○	カウンセラーによる相談を通して課題解決の方向性を見出すなど、相談者の支援を行うことができた。 民間支援組織等の情報を相談者に提供し支援に繋ぐことができた。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5%	さまざまな機会を利用し女性総合相談の周知を行い、悩みを抱える相談者の支援に努めていく。 民間支援組織等の情報収集に努め、相談先の周知、ハラスメント等防止の啓発を行っていく。
/	/	/	/	/	/	/		
B						○	研修等への参加及び東京都等からの提供される情報を通してDVに関する知識・動向を把握することができた。	研修会等への参加及び情報収集に努め、DVに関する動向の把握及び相談能力の向上を図っていく。

B						○	○	関係機関や関係各課との連携を図り、情報提供や被害者保護の必要性や共有を図った。	今後も関係機関・団体等と連携を図り、適切に被害者への支援を行いことができるよう、支援体制を充実させていく。
B						○	○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況及び情報を把握することができた。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

施策の方向(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容		
(38)	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課	ストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 庁内関係各課との情報交換会において、被害者の個人情報保護の支援、相談先や庁内の連携について周知を図った。		
			市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施した。 ※再掲No.(30)		
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	企画政策課	男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口を設置し、男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。 女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 市報及び市ホームページ等を利用し、ハラスメントへの苦情処理窓口及び女性相談の窓口について周知を図った。 苦情処理窓口相談件数 0件 延べ相談件数119件 相談者数 54人 ※再掲No.(12)		
				・人権・身の上相談の実施	広報秘書課	人権・身の上相談14回21件 ※再掲No.(12)
				・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。		子育て支援課	※「配布・配架等一覧表」参照	
				・虐待防止、権利擁護に関する啓発	介護福祉課	高齢者虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関係機関と連携し、多面的な支援を実施する。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。 高齢者虐待に係る延べ相談件数:978件
					自立生活支援課	※「配布・配架等一覧表」参照
				・要保護児童対策地域協議会の開催	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年55回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回 ※再掲No.(26)
				・高齢者虐待防止専門ケア会議の開催	介護福祉課	開催なし
	・障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として24時間体制での小金井市障害者虐待防止センターを設置している。			

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	関係機関、庁内関係各課と連携し支援措置を実施することにより、被害者の個人情報の保護を行った。 また、庁内において被害者の個人情報保護の徹底について周知することができた。	継続して関係機関、庁内関係各課と連携しながら支援措置を実施し、被害者の個人情報の保護を支援していく。
B				○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができた。	継続して支援措置を実施する。
B			○	○			男女平等に関する「苦情」・「相談」に対応・支援できる体制を整えることができた。市報や市ホームページでの周知を行ったが、苦情処理窓口への相談は0件であった。 女性総合相談では、相談内容に応じて他部署や関係機関の情報を提供することができた。 (前年度比) 苦情処理窓口相談件数 ±0件 延べ相談件数 87.5% 相談者数 125.6%	市民の苦情処理に対応するため今後も相談できる体制を整えていくとともに、女性総合相談についても周知に努めていく。
B		○	○	○		○	人権をめぐる様々な相談を通じて個々の人権意識を高めることにより、ハラスメント防止及び啓発につながったと考える。 (前年度比) 人権・身の上相談 14回17件→14回21件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
B				○		○	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。 (前年度比)高齢者虐待に係る延相談件数: △194人	継続して高齢者の権利擁護を推進し、関係者に連携を呼び掛ける。
A				○		○	要対協機関に前年度に引き続き、1機関加わり、地域ネットワークの充実を図った。また各種会議を開催し、各機関に対し児童虐待防止に関する共通認識や周知を図り、連携を密にして早期発見や支援などを実施することができた。 (前年度比)要対協機関 1増	各機関が主体的に対応ができるよう日々の関わりの中で密に連携するとともに、要保護児童対策地域協議会の場を活用し、面前DVを含めた児童虐待の早期発見・早期対応ができるよう事例検討など行う。
D							対象となるケースが発生しなかったため、開催されなかった。	継続して、相談業務を実施していく。
B				○			24時間体制で相談・通報の連絡を受けることにより、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	今後も、虐待防止対策の推進を図っていきたい。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

主要課題5 生涯を通じた心と身体健康支援

施策の方向(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

施策① 母子保健事業等の推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(41)	妊娠届出・母子健康手帳交付	妊娠届を提出した際に、母親の妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するための母子手帳を交付します。	健康課	令和元年度実績 妊娠届出数:1,032件 母子健康手帳交付:1,039件	
(42)	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	・妊婦健康診査	健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦健康診査 1回目:884人 ・妊婦健康診査 2～14回目:8,825人
			・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦超音波健康診査:841人 ・妊婦子宮頸がん健診:870人 ・新生児聴覚検査:644人
			・妊婦歯科健康診査、産婦健康診査	健康課	令和元年度実績 各種健診受診者数(都外里帰り先での受診数は除く) ・妊婦歯科健康診査:139人(16回) ・産婦健康診査:1,009人
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	※「配布・配架等一覧表」参照	
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	※「配布・配架等一覧表」参照	
			企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○				妊娠届出数前年比 94% 母子健康手帳交付前年比 93%	妊娠届出により、妊娠中の健康状態と出産後に赤ちゃんの健康状態を記録するため、継続していく。
B			○	○			妊婦健康診査1回目前年比 83% 妊婦健康診査2～14回目前年比 81% 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、里帰り健診が増加した。	母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を継続していく。
B			○	○			妊婦超音波健康診査前年比 81% 妊婦子宮頸がん健診前年比 85% 新生児聴覚検査前年比 208% 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、里帰り健診が増加した。 また、新生児聴覚検査は、令和元年度から、都内医療機関でも受診可能になったため、受診数が増加した。	母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を継続していく。
B			○	○			妊娠・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。 (前年度比) ・妊婦歯科健康診査:△42人 ・産婦健康診査:△21人	母子保健補に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊娠期及び産後を過ごせるよう支援する。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり

施策① 健康づくりの推進

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(45)	各種健(検)診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健(検)診等を実施します。	・特定健診、特定保健指導	保険年金課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施した。 令和元年度特定健診受診者数 男性:3,340人女性:4,688人 令和元年度後期高齢者健診受診者数 男性:2838人 女性:4,628人
			・集団健康診査	健康課	特定健診等の対象とならない市民に対して、集団健康診査を実施した。 令和元年度実績 35～39歳 10人(女性8人、男性2人) 40歳以上の医療保険未加入者、切替者及び障がい者 114人(女性58人、男性56人) 16～39歳で心身に障がいのある者 52人(女性22人、男性30人)
			・各種がん検診(子宮がん検診、乳がん検診等)	健康課	女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 令和元年度実績 子宮頸がん検診受診者数 2,475人 子宮体がん検診受診者数 189人 乳がん検診受診者数 2,184人
			・骨粗しょう症検診	健康課	骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 平成30年度実績 受診者数 70人
(46)	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○令和元年度実績(健康相談) 相談実施回数 5回 相談延人数 17人 ○令和元年度実績(健康講演会) 実施回数 医科・6回、 歯科・2回、 延参加人数 123人	
(47)	健康手帳の交付	各種健(検)診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民で希望する方に健康手帳を交付した。	
(48)	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保している。 令和元年度実績:休日数76日 実績(準夜含む。) 医科:医療機関数380か所 総患者数10,252人 歯科:医療機関数76か所 総患者数482人	
(49)	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的に各種事業を実施した。 令和元年度実績 栄養個別相談:実施回数12回 相談延数:乳幼児31件、成人26件、妊婦6人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数68人	
(50)	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	60歳以上の市民を対象に、体力維持とスポーツ習慣の定着を目的とした「いきいき健康スポーツ教室」を実施します。	生涯学習課	参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止 (平成30年度:全9回 参加者数16人)	
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	・メンタルチェックシステムの活用	自立生活支援課	自身で心の状態が把握でき、また、自身の悩みを解決できる相談先を提供することができる、メンタルチェックシステムを構築し、運用を行っている。 令和元年度アクセス数 17,996件
			・ゲートキーパー養成研修	自立生活支援課	ゲートキーパー養成研修について職員を対象に実施し、市民の方から相談があった場合には適正な対応、相談先に繋ぐことができるような体制作りを努めた。また、市民向けの研修も実施した。 令和元年度 職員参加人数 32人 市民参加人数 22人
			・相談先の周知	自立生活支援課	※「配布・配架等一覧表」参照

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③ 男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
B					○	○	○	関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。 また、ポスター及びチラシを市内公共施設等で配布・掲示を行った。 (前年度比) 特定健診受診者数 男性96.1% 女性:95.1% 後期高齢者健診受診者数 男性:98.5% 女性:100.0%	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き事業実施する。
B				○			○	市報・ホームページで周知を図った。医療保険未加入者及び障がい者施設には健診案内を送り受診率の向上に努めた。 【前年度対比】 35～39歳 52.4%減 申込数が少なかったため。 40歳以上の医療保険未加入者、切替者及び障がい者 1%増 16～39歳で心身に障がいのある者 4%増	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B				○				市報・ホームページで周知を図った。 罹患率の高い年齢層の市民に勧奨通知(両がん検診併せ送付対象者約18,000人)を、さらにその中の未受診者に再勧奨通知(両がん検診併せ対象者約15,000人)を送付したほか、特定健診及び後期高齢者健診の案内に申込ハガキを同封して、受診勧奨を図った。 【受診者数前年度対比】 子宮頸がん検診 99.0% 子宮体がん検診 87.5% 乳がん検診 117.2%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B				○				市報・ホームページで制度の周知を図った。また、有職者でも受診しやすいように土曜日に実施した。 (前年度比)57.4%	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、検診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
B				○				年々参加者が減っているため、実施回数を減らして実施した。また、小金井市医師会に委託を行い、土曜日に健康講演会を実施することで、平日に参加することが難しい市民も参加できるようにした。 【前年度対比】 健康相談 41回113人→5回17人 健康講演会 実施回数 △1回(新型コロナウイルスによる中止) 延参加人数 133人→123人 参加人数が20人以上は、「胃がん大腸がん」「動脈硬化」「肩こり腰痛」「糖尿」をテーマにした講演であった。	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
B				○				ホームページから書式をダウンロードし、必要なページを自宅等でプリントアウトできるよう利便性向上を図った。	気軽に利用してもらえるよう、ホームページからのダウンロードによる利用を周知していく。
B			○	○				市報・ホームページ等で制度の周知を行った。医療機関と連携し、休日・準夜における診療体制を確保し、地域医療体制を維持することができた。 (前年度比) 医科:医療機関数+18か所 総患者数+1,009人 歯科:医療機関数+3か所 総患者数+143人	今後も継続的に実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができ環境づくりを図る。
B			○					栄養個別相談は、個々に応じた指導・助言を行ったが、近年実施を待たずに、電話での個別相談が増えているため、前年を下回った。 栄養個別相談:実施回数11回 相談延数:乳幼児31人→7人 成人26人→1件、妊婦6人→1人 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数68人→78人	市民の食生活を促進するためにも、個別対応での相談を支えて行く。
D								参加者減により事業の見直しを図り、「いきいき健康スポーツ教室」事業廃止	シニア世代の体力維持とスポーツ習慣の定着に繋がる事業を検討していく。
B				○			○	メンタルチェックシステムを利用する市民の方は一定数おり、常に需要はあると思われる。 (前年度比)△11%	障がいのある方だけではなく、全ての市民の方の必要とする正しい相談先に繋ぐきっかけ作りや、その入り口が重要であると思われる。今後もメンタルチェックシステム等の事業を継続していきたい。 【令和2年度から健康課へ事務移管】
B				○			○	ゲートキーパー養成研修を開催し、出席した職員へのアンケートでは32人の中で22人が「職場で活かそうである」と回答している。 (前年度比) 職員参加人数 29人→32人 市民参加人数 46人→22人	令和2年度から実施される自殺対策計画に基づき、職員、市民等により、自殺のサインに早期に気づき、対応できるよう今後もゲートキーパー研修等の事業を継続していく。 【令和2年度から健康課へ事務移管】

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(52)	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。	・糖尿病予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に糖尿病予防教室を実施した。 また、高齢期における健康的な生活習慣を周知、指導するため、集団方式による「いきいき健康教室」を開催し、市民の健康保持及び生活習慣病の予防を図った。 令和元年度実績(延人数) 糖尿病予防教室 1回 参加数 22人 糖尿病予防教室【復習会】 2回 参加数 25人(調理・運動) いきいき健康教室 1回 参加数 16人
			・骨粗しょう症予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に骨粗しょう症予防といった疾病に応じた教室を開催した。保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 令和元年度実績(延人数) 骨粗しょう症予防教室 2回 参加数 29人
			・若年層の健康教室	健康課	平成29年度で事業終了。
			・メタボリックシンドローム予防教室	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に、メタボリックシンドローム予防教室として「親子健康教室」「体組成測定でボディメイク教室」を開催した。 「親子健康教室」は、メンターゲットを健康に関する意識の低い30・40代の男性とし、対象者が教室に参加しやすくするために、「親子健康教室」という名称で、父親と子供(小学生)と一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる教室とし、正しい生活習慣の普及や健康意識の改善を図った。 「体組成測定でボディメイク教室」では、メタボリックシンドローム予防に加えて、女性の健康といった視点での講義もおこない、さらに保育もおこなったため、子連れの方も参加しやすい環境を提供できた。 令和元年度実績(延人数) 親子健康教室 1回 参加数 20人 ボディメイク教室 1回 参加数 18人
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	※「配布・配架等一覧表」参照	
(54)	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室	学習指導要領に則り、保健分野において健康と性に関する指導を行った。 薬物乱用防止教室を全校で実施した。	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○				糖尿病予防教室(1・2回)参加数前年比 72人→47人65% 理由:申し込み数は例年同等でしたが、開催日の数日前から当日まで猛暑が続き、キャンセルが相次いだため いきいき健康教室(1回)参加数前年比35人→16人46%(新型コロナウイルスで年2回から1回に縮小したため)	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な内容で健康づくりを支えて行く。
B			○				参加数前年度比 107% 定員20人に対し、キャンセル待ちが出る程の盛況ぶりであった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。
D			○				平成29年度で事業終了。	平成29年度で事業終了。
A			○				幅広い年代の参加があった。 父親と子供(小学生)が一緒に調理実習や運動をしながら健康について学べる機会になった。	市民の健康増進のため、今後も継続する。
B	○						全小・中学校14校で、発達段階に応じて指導を行った。 (前年比) 実施校 前年同様	都教委作成の教材等を活用し、指導の充実を図る。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向(1) 各家庭の状況等に応じた支援

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(55)	要支援家庭への子育て支援事業の充実	援助が必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・産後支援ヘルパー、養育支援ヘルパーの派遣	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 45人 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 14人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 27人
(56)	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事支援サービスを提供します。	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 4世帯実施

施策の方向(2) 自立した生活への支援

施策① 各種相談支援の実施

(57)	★生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課	生活困窮者の複合的な課題に対応するため、支援計画を策定し、関係機関と連携して経済的自立に向けた支援を行った。 新規相談受付件数170人 支援計画策定件数 67人
(58)	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、専門の女性カウンセラー相談を実施した。 必要に応じて他の相談機関や制度等について情報提供を行った。 延べ相談件数119件 相談者数 54人 ※再掲No.(12) 保育利用件数 8件
(59)	「ひとり親・女性相談」の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズに見合った社会的自立を支援します。	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談 プログラム策定件数 0件 ハローワークとの連携強化 母子・父子自立支援員相談件数 1,107件
(60)	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課	市民相談 240回1,252件 人権の上相談 14回21件 外国人相談 0回0件 法律相談 101回530件 税務相談 24回130件 相続等暮らしの書類作成相談 12回58件 建築登記表示登記相談 10回41件 行政相談 12回20件 交通事故相談 11回13件 年金・労務・成年後見制度相談 12回11件

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産後107%、養育98%	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
B		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパーを派遣することにより、就労との両立支援を行った。 (前年度比) △1世帯	ひとり親家庭の生活と就労の両立に必要な事業であり、今後も継続して実施する。

B			○				関係機関との連携により、生活困窮者の自立に向けた支援を行うことができた。 (前年度比) 新規相談受付件数△20人 支援計画策定件数△4人	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行っていく。
B			○	○	○	○	相談内容に応じた情報提供等をカウンセラーを通して行うことができた。 必要に応じ関係機関の紹介や他部署へ繋ぐことができた。 延べ相談件数は減少したが、相談者数は増加し、より多くの女性から相談を受けることができた。 (前年度比) 延べ相談件数 87.5% 相談者数 125.6% 保育利用件数 ±0件	相談に必要な関係機関や制度についての情報をカウンセラーと共有し、相談者に応じて情報提供を行っていく。 市報及び市ホームページ等をおし、女性総合相談の周知を行っていく。
B			○	○			経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。 プログラム策定件数については、平成27年4月にマザーズハローワーク立川が開設され、市を経由することなくハローワークを利用する人が増えたことから、減少傾向にある。令和元年度の件数は0件となったが、これは就労支援の迅速化と相談者の負担軽減を図るため(本事業の実施要件として、2回以上の面接と複数の申込書提出が必要となる)、就労関係の相談があった場合に、迅速にハローワーク等につないだ結果である。なお、相談内容が就労支援以外にも及ぶ場合は、迅速にハローワーク等につなぐことは別に、ニーズに合わせたきめ細やかな相談支援を行っている。 母子・父子自立支援員相談件数については、統計カウント方法の見直しを行ったことにより前年度減となった。	母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続して実施していく。
B			○	○		○	今年度より、年金・労務・成年後見制度相談を新に実施した。様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識がはぐくまれたと考える。 (前年度比) 市民相談 △4回+6件 人権身の上相談 ±0回+4件 外国人相談 ±0回±0件 法律相談 △1回△14件 税務相談 ±0回+1件 相続等暮らしの書類作成相談 ±0回+25件 建築・登記・表示登記相談 △1回+6件 行政相談 +1回+11件 交通事故相談 △1回△5件 年金・労務・成年後見制度相談 +2回+3件	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくりD=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(61)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課	市報「みんなのひろば」においてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発を行った。 市ホームページにおいても、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するページを設け、国や都のワーク・ライフ・バランスのホームページを見られるようにリンクを貼った。
(62)	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課	パンフレット掲出等(約1,400部)による情報提供や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩やハローワークとの共催による就職イベント(総参加者男性188人、女性249人)、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなどを実施した。

施策の方向(2) 働く場における男女平等の推進

施策① 雇用の場における男女共同参画【重点施策】

(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・メンタルチェックシステムの活用	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関する法令等の情報を提供します。	市ホームページ等を通じて、働く男女に関する法令等の情報を提供します。	企画政策課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
			・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
(65)	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とした。 令和元年度総合評価方式契約実績 9件	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○				○	例市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの啓発を行うことができた。内閣府や都のホームページへリンクできることで、より多くの情報提供につながった。	市報及び市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、定期的な更新を行い周知する機会を増やしていく。
B		○	○				窓口来庁者への情報提供により、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。ハローワークによる面接会には、引き続き仕事と子育ての両立に理解のある事業所の求人を入れ、子育てなどで仕事をやめた方の再就職を支援した。 (前年度比) 就職イベント総参加者 男性+45人 女性+102人	引き続き情報提供を行う。各種就職イベントの女性の参加者数は増加しているため、継続して実施する。

B		○	○				総合評価落札方式の加点項目として企業に示すことにより、社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。	今後も引き続き総合評価落札方式の活用により、企業の意識付けとして推進することとする。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題2 家庭における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 育児支援体制の整備

施策① 地域での子育て支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(66)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課	平成31年4月に特定保育施設4園の開設(うち1園は認証から認可への移行)及び既存園4園の定員拡充を行った。	
(67)	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学生の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課	定員810人、入所児童数1,073人(平成31年4月1日) 平成27年度から引き続き午後7時まで延長保育。学校休業中は午前8時から保育。	
(68)	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導	健康課	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等、育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員等が家庭訪問の上、適切な指導・助言等を行った。 令和元年度実績 訪問家庭数:1,140件(未熟児訪問指導及び里先訪問を含む。なお多胎児は1件とみなす。)
			・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数 45人 養育支援訪問事業 利用者数9人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 14人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者 27人 ※再掲No.(55)
(69)	親子で交流できるひろば事業の推進	親子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」	子育て支援課	子ども家庭支援センター ゆりかご ひろば利用数: 保護者 8,963人 (うち父親利用人数 680人) 乳幼児 10,603人 合計 19,566人
			・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	児童青少年課	児童館子育てひろば747回20,067人 学童ひろば537回6452人
(70)	★放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に、市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を行った。 837回実施 学習アドバイザー528人 安全管理員3,161人 参加者33,018人	
(71)	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	健康課	実施回数64回2,021人(乳児1,205人、幼児816人)
			・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他	子育て支援課	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数 753件 延数 3,642件
			・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課	各園において、日々在園児の保護者からの相談を受けているだけでなく、地域の親子向けの事業の中でも子育て相談を行った。 曜日・時間帯は限られるが、自由に親子で来園してもらい園庭開放を実施しており、保護者同士の交流の機会となっている。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B		○					新規開設及び既存園の定員拡充等により、保育の認可定員は前年度に比べ328人拡大したが、平成31年4月1日現在の待機児童数は111人と、前年度比で23人増加する結果となった。	新規施設の開設だけでは待機児童ゼロが困難な状況であり、引き続き既存の施設の定員拡充や企業の育休制度の充実の要望などの政策対応を求めていくこと等検討していく。
B	○	○					(自己評価)定員は前年度と同様(前年度比)100% (効果視点)保護者が働き続けられる環境を提供することで、女性の社会参加を支援した。	今後も女性の「働きたい」を支え、働き続けられる環境の提供を継続して実施していく。
B			○				訪問家庭数前年比 119% コロナの影響で里帰り中の他市民の受入れが増加した。	今後も事業を継続して、内容の更なる充実を図りつつ、地域で安心して子育てができるよう支援する。
B		○	○	○			産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することで、安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) ヘルパー利用者数 産後107%、養育98%	支援が必要な家庭への事業であるため、関係する職員のスキル向上のための研修の実施や外部の研修を積極的に受講し、今後も市民ニーズに即した支援提供ができるよう直接支援・間接支援両面の体制整備を行い、今後も継続実施する。
A	○		○		○		子ども家庭支援センターにおける親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することで、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。今年度新型コロナウイルスの影響で教室やイベントの実施を中止したこともあり、利用者が減少した。市民ニーズに即した母親講座は好評であった。 (前年度比)利用者数 80.7%	内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施する。
B	○						(自己評価)実施場所は前年度と同様(前年度比)98.2%(児童館回数) 児童館 △13回 人数89.4% 学童 △54回 人数79.6% (効果視点)父親や祖父母の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実により一定の効果があった。	今後も親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を継続して実施していく。
B		○	○		○	○	全ての小学校区で、学童児童が参加できる体制を整えている。実施回数は新型コロナウイルス感染症拡大防止による中止もあったが前年度とほぼ同じであった。 (前年度比) 実施回数 △42回 学習アドバイザー △102人 安全管理員 △189人 参加者 △397人	令和元年度から全9小学校区で協議会を設け、放課後子ども教室、学校、学童保育所関係者の連携を深め、事業の更なる充実に向け取り組んでいく。
B				○			新型コロナウイルスの流行に伴い、年明けより利用者数が減少した。また3月については感染拡大防止のため全て中止とした。そのため昨年度より1,012人の減となった。	市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、だれもが健康で安定した生活を送れるように、継続して実施していく。
A	○	○	○	○		○	相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、適宜、関係機関との連携を図ることによって、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 (前年度比) 実数118%、延件数117%	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施する。 個々の相談内容に応じ、適切な機関へつなげられるよう丁寧に実施していく。
B		○					各園での相談件数は508件。 園庭開放は例年同様週2.3回程度実施。	相談内容によっては関係機関との連携が必要となる場合もあるため、今後もよりスムーズな支援が行えるよう体制を整えていく必要がある。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

施策の方向(2) 介護等への支援体制の整備
 施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容	
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課	高齢者の包括的な相談業務を実施相談業務を実施 新規相談者数:2,564人
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	※「配布・配架等一覧表」参照	
		・介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課	※「配布・配架等一覧表」参照	
(73)	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課	令和元年度の相談対応件数 1,237件、実人数 561人	
(74)	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:3回 参加者数:29人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:21回 参加者数:161人	

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B			○	○		○	前年度から継続して、サービス利用に関する相談を含む高齢者の相談業務を市内地域包括支援センターに委託し、実施した。 (前年度比)新規相談者数:△87人	継続して、相談業務を実施していく。
B			○				様々な相談により、障害福祉サービスの実施等、障がい者の自立に係る対応等ができた。(前年度比) 相談対応件数 +794件、実人数 +192人	相談支援事業を促進していくことで、ニーズに合ったサービスの充実を図っていきたい。
B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:△1回 参加者数:△18人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△2回 参加者数:19人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組まなかった。)

施策の方向(3) 男性の家庭・地域活動への参画促進

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点施策】

(75)	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課	妊娠届受領の際に、母子手帳の交付とともに父親ハンドブックを配布した。 令和元年度実績:1,032件(妊娠届出数と同数)
(76)	★父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	・両親学級	両親学級 令和元年度実績 実施回数:平日コース(年4回)・土曜日コース(年5回) 平日コース:参加実人数68人(女性:38人、男性30人) 土曜日コース:参加実人数255人(女性:131人、男性124人)
			・エンジェル教室・カルガモ教室	子育て支援課 エンジェル教室 年21回(2日間コース) 参加者 保護者 361人 子ども 347人 ※新型コロナウイルスの影響にて2月1回分、3月を中止 カルガモ教室 年12回(3日間コース) 参加者 保護者129人 子ども129人 ※再掲No(20)
			・プレママ・プレパパ支援事業(市立保育園での保育見学、子育て相談等)	保育課 出産前の保護者の見学等は、随時実施。
(77)	★父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。	・「お父さんと遊ぼう」「お父さんのあつまり」、親子あそびひろば『ゆりかご』での交流の推進	子育て支援課 お父さんと遊ぼう 年12回 保護者57人 子ども72人 お父さんのあつまり 年3回 保護者22人 子ども25人 父親講座 年1回 保護者6人 子ども4人 ひろばの父親利用人数 年680人
			・児童館の子育てひろば	児童青少年課 子育てひろば父親参画促進事業37回 518人(内、成人男性113人)
(78)	家族介護者への支援の充実(再掲)	要介護者を介護している家族(男性介護者も含む)等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課	家族向けの介護教室等を3つの法人へ委託し、土曜日に開催した。 1 家族介護教室 実施回数:3回 参加者数:28人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:21回 参加者数:161人

施策② 男性の地域活動への参画促進

(79)	★男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館	成人学校「子ども・子育て支援～お父さんといっしょに遊ぼう!～」1回、受講者5組(男性7人、女性4人) 成人学校「子ども・子育て支援～子育てパパの筋トレ講座～」1回、受講者男性8人 健康づくり講座「体にやさしい発酵食品②てまえ味噌づくり」1回、受講者男性9人
(80)	★地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課	講座:震災シミュレーション(小金井消防署)、スポーツに親しむ(黄金井倶楽部)等。 見学:小金井市文化財センター、農工大付属科学博物館等。 計7日間の講座内容で、計112人参加(男性54人、女性58人)

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

B				○			配布数前年比 95% 妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらえた。	今後も事業を継続して、両親で安心して子育てができるよう支援する。
B	○	○	○				平日コース参加人数前年比 63% 土曜日コース参加人数前年比 72% 2コース共に参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月分が中止となり、前年度を下回ったが、女性に対する男性の参加比率については前年度89%に対し、今年度91%と上昇した。	ニーズの高い土曜日コースの定員拡充を図り、両親で参加しやすい環境を整える。 また、家庭において、共に子育てに関わっていけるよう支援する。
B	○		○				親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図り、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。 新型コロナウイルスの影響で中止したこともあり利用者が減少となっている。 (前年度比)参加者減(△15～19%)	初めての親子教室となることが多く、知識のみならず、交流、仲間づくりにつながり満足度の高い事業であり今後も継続実施する。なお、父親参加について市報等で周知しているが、残念ながら参加はない。引き続き周知するとともに父親向け講座など参加の機会を補っていききたい。
B			○				実際に乳幼児と触れあうことで子育ての楽しさを感じていただくことができた。あわせて、可能な範囲で妊娠期や育児の相談も承り、育児負担の軽減につながった。	保育所として、男女共同参画の推進やワークライフバランスを図ることなど、様々な地域貢献ができるよう検討していく。
A	○	○	○		○		父親をメインに実施している事業・講座は男性が参加しやすい環境につながっている。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する機会となっている。今年度はお父さんのあつまりは1回増やして実施した。 (前年度比)お父さんと遊ぼう 67%、お父さんのあつまり 1回増 183% 父親講座46% 年間父親利用 79.3%	今年度は新型コロナ感染症もあり利用者数が減少しているため、父親利用人数も減少しているが、全体数からの父親利用率は変わっておらず、父親参加が維持されている。社会的に必要な事業と認識している。市民ニーズとともに内容を検討し、今後も継続実施する。
A	○	○	○		○		(自己評価)子育てひろば事業の一環として、以下の事業名で父親参画を促した。 (効果視点)父親の子育て参加を促すため、「お父さんと遊ぼう」「おとうさんもいっしょ」「パパと水遊び」「パパもおいでよ」事業を各児童館で開催した。 (前年度比) +2回 参加者 67.1%(内、成人男性68.4%)	土曜日等に開催し、父親同士の交流を図ることで、地域の子育て仲間作りの場となり、父親のみでも子どもと過ごせる居場所となる事業を展開することで、男性の育児参加を促進していく。
B	○	○	○	○			男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。 (前年度比) 1 家族介護教室 実施回数:△1回 参加者数:△18人 2 家族介護継続支援事業 実施回数:△2回 参加者数:19人	介護を必要とする高齢者と家族の悩みや疑問を解消することにより、介護者への社会的支援の充実を行っていく。

A	○				○		男女の固定的な役割分担に捉われない多様な生き方や男女平等についての理解を図るために、男性限定の講座を実施した。 (前年度比) 延べ講座回数 300% 延べ参加者数 233%	今後も継続して実施する。
B					○	○	多数のシニア世代の方に参加してもらい、地域参加へのきっかけづくりとして講座を実施できた。講座内容、見学は様々な団体に協力してもらい、充実した内容となった。 (前年度比) 参加者 △1人(男性△13人、女性+12人)	今後も様々な団体に協力してもらい、更なる講座内容の充実に向け、より多くのシニア世代の地域参加に向け、取り組んでいく。

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

施策の方向(1) 女性の就労に関する支援

施策① 女性の就業支援・起業支援

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(81)	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩など関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課	再就職を希望している女性を対象に東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援講座(セミナーと個別相談会)を開催した。 講演参加者 74人、個別相談会 7人
			子育て支援課	マザーズハローワーク立川と共催で就職支援セミナーを開催 18人(女性18人)
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	※「配布・配架等一覧表」参照

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

(86)	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課	女性農業者に対し、東京都農業経営者クラブが主催するセミナー等の案内を周知した。 農業経営者クラブ会員(63戸)、認定・認証農業者(30戸)に案内を送付した。
(87)	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課	認定・認証農業者の事前相談会や農家支部別座談会等で説明を行い、締結を促した。
(88)	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課	青年部が主催する第15回チビッコフェスタや会報の発行、女性部の講習会や視察研修会、特産品開発事業等に対し補助を行い、地域振興や部員の地位及び資質向上に努めることができた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性	
	①	②	③	④	⑤	⑥			
A		○	○			○	○	令和元年度は、会場を前年度から変更し、宮地楽器ホール小ホールにて開催した。会場が駅から近く、収容規模も大きくなり、講演テーマも人気のある「アンガーマネジメント」であったことから、参加者数が増加した (前年度比)講演参加者 +46人、個別相談会 +3人	今後も東京しごとセンター多摩と共済で再就職支援セミナーを開催していく。 ポスターの掲示及びチラシの配布を行い、多くの参加が見込めるよう周知を図っていく。
B		○	○				○	マザーズハローワーク立川との共催による就職支援セミナーを開催し、女性の生活の安定と自立の促進に取り組んだ。	受講後の参加者の反応も概ね良好であった。今後はひとり親家庭支援をメインとした内容に変更するか検討中

B			○					農業経営者クラブが主催する農業簿記講習会に女性農業者が3人参加した。 (前年度比)参加者±0人	女性農業者が活躍する練馬区等の先進的な取組みに興味を持つ女性農業者がいるため、東京都等が主催する研修だけではなく、JAと協力しながら独自の視察等を実施し、女性農業者の積極的参加を図る。
B			○					令和元年度において新規締結はなし(現在6経営体が締結)。ただし、認定・認証農業者の申請または更新時や支部別座談会において家族経営協定の制度説明を行い、締結を促した。	引き続き農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促す必要がある。
B			○					補助額前年同額	引き続き同様の支援を継続していく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

施策の方向(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

施策① 地域活動団体等の活動促進

NO	事業名	事業内容		担当課	実施した内容
(89)	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。		コミュニティ文化課	第9回こがねい市民活動まつり内において、NPO法人連絡会との共催で協働講演会「緩やかな連携～災害時に備えての協働～」を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
(90)	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。	・スポーツ教室の実施	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、少年少女にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。 「少年少女野球教室」:実施回数1回、参加者数84人 「ジュニアサッカーフェスティバル」:実施回数1回、参加者数107人
			・科学の祭典の開催	生涯学習課	学校、研究機関、地域の団体等が科学の楽しさを伝え、また教育力の育成のため、科学実験等のブースを出展し、青少年のための科学の祭典を開催した。 出展88ブース 来場者7,800人
(91)	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。		介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興をはかった。 会員数 1,335人(男性426人、女性909人)
				子育て支援課	子育て・子育て支援ネットワーク協議会(参加団体数81団体)に補助金支出
				児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付、環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付、青少年育成指導への補助。市・青少年健全育成6地区連合会による「子ども週間行事」及び「市民まつり子ども部門行事」を実行委員会方式で実施。(連合会委員37人 男15人、女22人)
				生涯学習課	市内で活動し、市の事業等にも協力している小金井市スカウト協議会に対し、経費の一部を補助した。

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

(92)	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。		企画政策課	男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等の参加する市民に、参加費用の一部を補助しているが、令和元年度は申請がなかった。 参加者 0人
(93)	児童館ボランティアリーダーの育成	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとして、中・高校生世代の児童館リーダー育成に取り組みます。		児童青少年課	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成。(令和元年度272人)(内、女性77人)
(94)	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。令和元年度は小金井・国分寺・小平会場において17講座を開催し、延べ379人の参加があった。
			・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課	スポーツ推進委員(25人)の内訳は、男性11人、女性14人であり、半数以上が女性で構成されており、土曜スポーツクラブやニュースポーツ出前教室等の地域のスポーツ活動に参加した。
(95)	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。		コミュニティ文化課	令和元年度は、令和元年12月1日に更新版のリストを発行した。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B						○	講演は中止となったものの、市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO法人と連携して準備を進めたことで、協働意識が高まった。	市民の協働意識の更なる向上を図るためにも、継続が必要と考える。
B	○						合計参加者が増え、男女が一緒に活動することにより、男女平等意識の育成の場となった。 (前年度比) 合計参加者数118人→191人	子どもたちに対するスポーツ振興として、継続して実施する。
B						○	本事業は多くの団体の協力により開催しているが、今年度は台風予想が出ていたため、出展ブースや来場者の減少があった。それでも多くの来場者が実験や工作等を行い、家族や友人等、男女がともに楽しむ場を提供できた。(前年度比)ブース数10ブース減 来場者2,022人減	今後も参加者が楽しく科学に親しめる機会を提供できるように、学校、研究機関、地域の団体等の協力を得ながら、事業の実施に向け取り組んでいく。
B						○	補助金交付により、社会奉仕活動、健康を進める活動、生きがいを高める活動、友愛活動、その他社会活動を悠友クラブ等が実施するなかで、男女ともに活動できた。	引き続き、各種活動を通じ、高齢者が孤立することなく、社会と関わることができるよう支援していく。
B		○	○	○		○	子育て・子育て支援ネットワーク協議会への支援を通じて、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、子育て・子育てに関する相互援助と情報発信を促進した。補助金額は前年同額	子育て・子育て支援ネットワーク協議会の加入団体数は順調に伸びており、今後も継続実施する。
B						○	(自己評価)(効果視点)環境浄化活動、子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事の実施により、地域での子育て支援体制の充実、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)女性比 △10.0ポイント	今後も青少年健全育成団体の支援を通じ、継続して男女がともに社会参加していく環境作りを促進していく。
B						○	市内のボーイスカウト、ガールスカウトの各団が連携して奉仕活動や指導者等の育成を行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助していく。

B	○					○	○	市報、市ホームページやこがねいパレットにて参加者を募集したが、申請者がいなかった。 (前年度比)参加者 △1人	より多くの市民に参加してもらうように、引続き市報や市ホームページで周知を図るとともに、情報誌「かたらい」、こがねいパレット等にて周知を行っていく。	
B							○	(自己評価)(効果視点)児童館事業を通じて地域で活動する中・高校生ボランティアリーダーを育成することが、男女が共に参画する環境づくりに一定の効果があった。 (前年度比)参加者 73.9% (内、女性61.5%)	性別に関係なく、地域での社会奉仕活動を楽しみながら行えるよう、今後も継続して児童館事業を通して中高校生を育成していく。	
B							○	○	学芸大、国分寺市、小平市と連携し、地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。また、前年度のアンケート結果を踏まえ一講座の時間を増やし回数を減らした。 (前年度比) 延べ参加者数 △47.1%	今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。
B							○	○	スポーツ推進委員定例会・協議会の開催(全9回)その他、団体が実施する研修への参加(11回)	仕事と両立している委員が多く、平日の日中の活動への参加が課題である。
B							○		市民活動団体リストにより、多くの市民や団体が結ばれ、市民活動がさらに活性化し、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるようになった。	市民活動を活性化させるために定期的に団体リストの情報を更新していく。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する
主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画
 施策の方向(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 施策① 男女の市政参画の促進 **【重点施策】**

※1 自己評価(対前年進捗度)
 A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)
 B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)
 C=縮小
 D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(96)	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標50%に向け、定期的に実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。女性の登用比率 33.3%
(97)	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りがなく配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課	防災・防犯分野における審議会において、計画及び条例案等について審議を行った。 防災会議:29人(男性:23人、女性6人) 安全・安心まちづくり協議会:17人(男性11人、女性6人)
(98)	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課	女性キャリア支援研修については、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援を充実させるため、平成29年度から内部講師の研修に加え、外部講師の研修を実施した。 令和元年度実績 19人
			指導室	校長ヒアリング、学校訪問等に管理職選考等への受験を薦めるように伝えた。

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

施策の方向(1) 市民参加・協働による事業展開

施策① 市民や地域団体との協働

(99)	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等の支援を行い、関係団体に有益な情報の提供を行った。また、女性談話室の活用により、市民団体を支援した。 後援事業 1事業
(100)	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	企画政策課	市民編集委員4人によるテーマや紙面内容の検討、取材及び編集執筆等により、かたらい50号と51号を発行した。 市内で活躍されている方々等へ男女共同参画の視点から取材し、かたらいへ掲載した。 市民編集委員 4人
			企画政策課	こがねいソラレット実行委員である市民10人との連携により「こがねいソラレット」を開催した。 「こがねいソラレット」に賛同する12団体の展示を行った。 実行委員 10人 展示団体 12団体
			コミュニティ文化課	3団体から協働事業についての提案が行われて、公開プレゼンテーション審査等により、事業の採択がなされ、こがねいとりもち団が「対話型自治体シミュレーションゲーム「SIM2030」で未来のまちづくりを考えよう!」を開催した。
			職員課	コミュニティ文化課と連携し、NPO派遣研修を実施し、市内NPO法人9団体に職員を派遣した。 令和元年度実績 19人

施策② 参画を促す環境づくり

(101)	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがなく配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課	市民参加条例第9条第4項の配慮規定の浸透に向け、運用状況を市民参加推進会議に報告するとともに、無作為抽出による委員募集について全庁周知し、男女比を意識した審議会等の構成確保に努めた。 附属機関及びその他の諮問機関における女性の登用比率 33.8%
(102)	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課	(仮称)男女平等推進センターのあり方について、男女平等推進審議会等の意見を伺いながら検討を行った。 他自治体におけるセンター機能等の情報収集を行った。
(103)	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課	男女共同参画に関する図書を購入や、国や都のが発行した冊子等を収集し、女性談話室に配架した。 市民や市民団体が利用できるオープンスペースとして女性談話室を活用できるよう整えた。

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組
 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B					○	○	前年度の登用率32.3%と比較すると上昇しているが、依然として学識経験者枠等の分野によって専門家が少なく、男女比率に偏りが生じている場合もあり、目標値の50%には達していない。 (前年度比)女性の登用率 +1.0ポイント	行政委員会及び審議会等における女性委員の割合の把握のため調査を実施し、女性委員を増やすため、全庁的に積極的な女性の登用を要請していく。
B					○	○	条例案等についての審議において、男女問わず様々な意見を得られるよう審議会運営を行ったため。	引き続き各審議会委員における女性比率の向上を図る。
B	○				○		より効果があがるように、内部講師による研修は入所6年目及び未受講者を対象に7人が参加し、外部講師による研修は内部講師による研修を受講済みの職員で入所10年目程度の職員を対象に12人が参加した。 (前年度比)24人→19人 79.2%	今後も男女共同の視点に立って充実していく。
B	○				○		校長からの意見を聞き取りながら、受験勸奨を行った。	男女平等に向けて、全ての教職員へのキャリアデザインの支援を進める。

B					○	○	関係団体等との連携・協力のもと、男女共同参画の推進を図った。 (前年度比)後援事業 △1事業	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等への積極的に支援・連携していく。
B	○	○			○	○	4人の市民編集委員の協力のもと前年同様に年2回の情報誌「かたらい」を発行することができた。 (前年度比)市民編集委員 △1人	市民編集委員とともに、男女共同参画に関するテーマや、市内で活躍する方や団体との協力を得て、取材や記事を作成し、男女共同参画施策の推進のため情報誌を発行していく。
B	○	○			○	○	10人の実行委員とともに、企画案や講師の検討や当日の開催について検討し、第33回こがねいパレットを開催することができた。 アンケートの結果では、「良かった」と回答した方が96%と満足度が高かった。 イベント当日には、展示団体との連携を通じ、男女共同参画の推進を図ることができた。 (前年度比)実行委員 +1人 展示団体 △1団体	男女共同参画を推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。
B					○		公開プレゼンテーション審査等を開催し、公共的課題を、市民と市がお互いの持つ資源(知識・経験・人材・情報・資金など)を結集し、協働して事業を行うことができた。	公共的課題を協働事業により解決していくための仕組みを検討し、効果的な事業運営をしていきたい。
B	○				○		入所2年目程度の職員を派遣し、市民協働意識向上等を図るとともに、人的ネットワークを拡大することができた。 (前年度比)9団体→9団体 27人→19人	今後も市民協働意識向上等のため継続して実施していく。

B					○	○	女性の登用率が、前年度の32.6%から1.2ポイントの増となった。	条例の趣旨の更なる周知に努める。
B					○		他自治体からの情報を把握及び(仮称)男女平等推進センターのあり方の検討を行うことができた。	今後も情報の収集に努め、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討していく。
B	○	○					男女共同参画に関する図書の購入や収集は例年どおり継続して行うことができた。 婦人談話室の耐震工事の影響で、3か月程度利用できない期間があったが、その間を除き、市民や市民団体等が利用できるよう整えることができた。	男女共同参画に関する情報を提供できるよう資料を整えるとともに、市報や市ホームページ等により女性談話室の利用を促進できるよう周知を図っていく。

※1 自己評価(対前年進捗度)

A=充実・強化(事業を新たに実施した。または充実した。)

B=前年度同様(前年度と同様の内容で実施した。)

C=縮小

D=未着手(該当事業に取り組みなかった。)

主要課題3 推進体制の充実・強化

施策の方向(1) 庁内の男女平等の推進

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 【重点施策】

NO	事業名	事業内容	担当課	実施した内容
(104)	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画や第2次小金井市人材育成基本方針に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。
			指導室	教員の働き方改革として、職場環境の整備を進めた。
(105)	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。 令和2年4月1日現在 全体65人 16.9% 女性管理職11人(部長0人、課長11人)

施策の方向(2) 計画の推進体制の強化

施策① 計画推進体制の整備

(106)	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催した。 構成：各部庶務担当課長職及び男女共同参画施策関連課長職(29人) 行政連絡会議の開催 2回
(107)	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課	男女共同参画施策の推進、(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定について、(仮称)男女平等推進センターのあり方などについて検討を行った。 審議会の開催 6回
(108)	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	企画政策課	平成30年度実績の第5次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書を作成し、庁内、市ホームページや図書館にて公表した。 男女平等推進審議会からいただいた質問等を各課にフィードバックし、審議会からの提言書を庁内へ周知し市ホームページに掲載した。 審議会と事業担当課(1課)で情報交換を実施した。
(109)	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、協働での開催が効果的な場合には連携して事業を実施します。	企画政策課	国や都、他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集した。 国立市・狛江市と連携し多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議を実施した。 研究会の開催 8回 市民サポーター会議 3回

※2 効果があったと思われる男女共同参画の視点(該当するものを「○」で選択 複数回答可)

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

自己評価 (対前年 進捗度) ※1	効果があったと思われる 男女共同参画の視点 ※2						自己評価と効果(達成度)の理由及び前年度比	男女共同参画のための 今後の課題や推進の方向性
	①	②	③	④	⑤	⑥		
B	○	○					育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図るため、職員次世代育成支援プランハンドブックを、庁内職員向けに電子データ等で周知を図った。	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続していく。
B	○				○		都教委の研修資料を送付するなど男女平等の意識啓発を図った。	男女平等に向けて環境を整備していく。
B	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。 (前年度)全体65人 16.9% 女性管理職11人(部長0人、課長11人)	今後も男女共同の視点に立って充実していく。

B						○	第5次男女共同参画行動計画の推進のため、各種事業の推進していくうえで男女共同参画や男女平等意識への理解促進を図ることができた。 (前年度比)行政連絡会議 +1回	庁内の連携による進め男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していくために、今後も継続して実施していく。
B						○	令和3年度からの(仮称)第6次男女共同参画行動計画の策定のため、前年度より審議会を2回増やし開催した。 男女共同参画行動計画を実効性のあるものとしていくため、実績報告について審議会としての意見に基づき提言が提出された。 (前年度比)審議会 +2回	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただくとともに、次期計画などに関し検討を進める。
B						○	第5次男女共同参画行動計画推進状況報告や審議会の提言書を公表及び庁内へ周知し、男女共同参画施策について理解促進を図ることができた。	第5次男女共同参画行動計画に基づき、継続して計画の進捗を管理していくとともに、男女平等推進審議会から推進状況について提言をいただき事業へ反映させるよう努めていく。
B	○	○				○	国や都、他自治体の動向や調査結果を把握することができた。 多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議にて、テーマ「若者へのワーク・ライフ・バランスの啓発」について、3市の職員や市民との活発な意見交換をし、理解を深めることができた。 (前年度比)研究会 +1回、サポーター会議 △1回	今後も国や都、他自治体の情報を収集し、動向を把握していく。 引き続き他自治体と協働可能な事業については連携を図っていく。

5 配布・配架等一覧表

事業No.	事業名	事業内容	課名 (担当課)	実施した内容 (資料名、配布部数等)
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権週間意識啓発事業用リーフレット(市民及び小中学校教職員配布用)の作成	広報秘書課	人権啓発用リーフレット(1,400部)を作成し、小中学校教職員や市民に配布した。
(1)	人権に関する啓発資料の作成・活用	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット(小学生版・中学生以上版)の作成・配布	児童青少年課	例年通りのリーフレット配布の他、子どもの権利条例10周年記念事業の一環として、条例周知カードを作成・配布した。(単年度、1万枚、市内小～高校全校生徒配布)
(2)	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	新成人向け啓発資料の作成・配布	企画政策課	冊子「新成人のみなさんへ」を発行し、新成人に配布した。冊子中、2ページに「人として平等な社会をめざして」と題して、人権の尊重、女性総合相談、DV・デートDV、男女共同参画推進事業の紹介、ワーク・ライフ・バランス、男女都市宣言掲載 発行部数:729部
(3)	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	女性談話室における各種資料の配架	企画政策課	男女平等に関する図書の購入(①女性情報、We learn、女性展望)や収集(③共同参画、④とうきょうの労働、その他資料)を行った。
(4)	情報誌「かたらい」の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。	企画政策課	市民編集委員4人とともに、「かたらい」50号及び51号を発行した。 50号:特別企画「人生100年時代 あなたもライフコースについて考えてみよう」 51号:特別企画「小金井市名誉市民 毛里和子さんインタビュー」、特集「子どもの視点から男女共同参画を考えてみよう」 発行部数:各2,600部(前年度比100%)
(5)	人権に関する講演会等の開催	人権啓発物品の配布	広報秘書課	人権啓発標語入りボールペン(500個)を作成し、市民に配布した。
(10)	表現ガイドラインの周知と活用	市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載し周知を図った。
(24)	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布	企画政策課	DV被害の相談先を記載した「DV相談カード」の配布・配架を行った。 市報・市ホームページにて、DV被害の相談先の周知及びDV防止の啓発を行った。
(25)	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課	医療機関等にDV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。
(28)	デートDV防止対策の充実	「知っておきたいデートDV」(リーフレット)のホームページによる啓発	企画政策課	「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」(リーフレット)及び「DVチェックシート」を市報・市ホームページに掲載するなど周知を図った。
(28)	デートDV防止対策の充実	成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課	成人式で配布している「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を掲載し周知を図った。 発行部数:729部 ※再掲No.2

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・担当課窓口	市施設 (図書館、公民館、集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・ 商業施設等	その他	
担当課			○				○	市内公立小中学校全教職員、及びイベント時等に市民に配布
担当課							○	公立・私立小～高校
担当課 経済課 保険年金課 選挙管理委員会							○	成人式にて配布
①出版社 ②国 ③都			○				○	女性談話室(婦人会館)に配架
担当課 かたらい編集委員	○	○	○	○	○	○		
担当課			○				○	特設人権相談開催時、平和映画会、人権講座で市民に配布。
担当課		○	○					
担当課	○	○	○	○			○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課							○	小金井市医師会・小金井歯科医師会 会員医療機関
担当課	○	○	○					
担当課 経済課 保険年金課 選挙管理委員会							○	成人式にて配布

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容(資料名、配布部数等)
(34)	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課	市報・市ホームページ、刊行物「新成人のみなさんへ」①を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。
(39)	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課	市ホームページにおいて、セクシャルハラスメント防止について啓発を行い、各種ハラスメントの関係法令や相談先の周知を図った。
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	子育て支援課	キッズカーニバル R2.6.16 ①② 子どもメッセ R2.9.8 ①② 児童虐待防止月間活動 令和元年.11.6駅前グッズ配布①②④ 学校・児童館・学童等へグッズの設置 ①②③④ ①子ども家庭支援センターリーフレット②ティッシュ配布③蛍光マーカー④東京都虐待防止チラシ・グッズ
(40)	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	虐待防止、権利擁護に関する啓発	自立生活支援課	障害者虐待防止について、市報・ホームページに掲載している。
(43)	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課	妊娠届提出時に、母子手帳と母子バック(出産までと出産後に必要な受診券や各種手続き案内など)を進呈しているが、その中にリーフレットを封入して配布した。
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	健康課	母子保健事業の中で、家族計画について、の内容を必要に応じて個別相談・個別指導の場で実施した。
(44)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産期の女性の健康保持について、母子保健事業等で情報提供します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課	リーフレット「私たちに身近な男女共同参画」を、市役所での配架及び市ホームページに掲載し周知を図った
(51)	自殺予防に向けた取組の推進	相談先の周知	自立生活支援課	東京都、その他の団体からのリーフレット等については、課窓口を設置している。ゲートキーパー養成研修については、市報・ホームページへ掲載し、市民を対象とする研修及び職員を対象とする研修を各1回実施した。
(53)	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力を行います。	健康課	11月16日から12月15日までの「東京都エイズ予防月間」ポスターを保健センター内に掲示。リーフレット、啓発ティッシュを配布した。
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等①の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」②を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて各種機関HPへリンクし、情報提供を行った。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件(パソコン版25,728件、携帯版6,758件)
(63)	労働相談などの各種相談窓口の周知	メンタルチェックシステムの活用	経済課	メンタルヘルスに関するパンフレット(約120部)を窓口カウンターに設置した。就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にメンタルチェックシステムへのリンクを掲載し、ストレス度等の自己診断ツールを周知した。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、 集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・ 商業施設等	その他	
①担当課、経済課、 保険年金課、 選挙管理委員会	○	○					○	①は成人式にて配布
担当課	○	○						
①②③担当課 ④都				○			○	学校・学童保育所・児童館に配布
担当課	○	○	○	○				
担当課			○				○	市民課窓口でも対応
多摩3市男女共同 参画推進共同研究会		○	○					
担当課	○	○	○	○				
東京都			○					
①都、国等 ②都編集、市印刷	○		○	○			○	商工会 東小金井事業創造センター 勤労者福祉サービスセンター
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載

事業No.	事業名	事業内容	課名(担当課)	実施した内容(資料名、配布部数等)
(64)	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	企画政策課	市ホームページで以下の情報提供を行った。 ・男女平等都市宣言の周知 ・改正雇用機会均等法の周知 ・男女雇用機会均等月間の周知 ・男女共同参画週間の周知
(64)	関連法令等の周知徹底	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関係法令等も容易に検索可能とした。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件(パソコン版25,728件、携帯版6,758件)
(64)	関連法令等の周知徹底	「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課	各機関から送付されたパンフレット等(①)の窓口掲出、市報へ情報掲載を行った。東京都が編集する「ポケット労働法」(②)を小金井市でも300部発行し、市内の施設にて配布した。
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課	市のサービスを中心に高齢者福祉サービス(介護保険給付サービスを除く。)を紹介する冊子を作成し、配布 発行部数:3,700部
(72)	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課	要介護・要支援認定を受けた市民向けに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など相談機関をはじめ、市内にある各種介護事業所の住所・電話番号を一覧として作成し、事業所情報の周知に努めた。また、介護保険サービス利用の適正な利用を促すためのQ&A集を作成し、周知することで、市民の介護サービス利用における重要な資料となっている。
(82)	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターの案内パンフレット等の掲出やこがねい仕事ネット等で周知をした。
(83)	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載した。令和元年度「こがねい仕事ネット」閲覧数32,486件(パソコン版25,728件、携帯版6,758件)
(84)	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課	創業者に対し、相談対応や各種セミナー、補助金制度等の情報提供を実施した。令和2年3月31日現在入居者数55人(男性40人、女性15人)。
(85)	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課	窓口で、国や都で作成しているチラシやパンフレットを掲出するほか、「こがねい仕事ネット」に事業者向けの就労支援等に関する情報を掲載した。またポケット労働法でも事業者向けの関係法令の情報を周知している。

作成元	配布・配架場所、周知方法							備考
	市報	市ホームページ	市役所・ 担当課窓口	市施設 (図書館、 公民館、 集会施設等)	市内 大学等	市内 金融機関・ 商業施設等	その他	
担当課		○						
市運営、事業者・ 市が情報入力							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
①都、国等 ②都編集、市印刷	○		○	○			○	商工会 東小金井事業創造センター 勤労者福祉サービスセンター
担当課		○	○	○			○	民生委員 地域包括支援センター 医師会・歯科医師会等
担当課			○				○	地域包括支援センター
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
市							○	こがねい仕事ネットでの情報掲載
—			○				○	東小金井事業創造センターに おけるセミナーでの周知
国、都			○				○	こがねい仕事ネットでの情報掲載

Ⅲ 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合(令和2年4月1日現在)

I 行政委員会(地方自治法第180条の5)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
教育委員会	4	2	50.0% (50.0%)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0% (25.0%)	地方自治法第181条		
人事委員会(公平委員会)	3	0	0.0% (0.0%)	地方公務員法第7条		
監査委員	3	1	33.3% (66.7%)	地方自治法第195条		
農業委員会	14	2	14.3% (14.3%)	農業委員会等に関する法律		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3% (33.3%)	地方税法第423条		
I 合計	31	7	22.6% (25.8%)	委員会数		
				女性を含む 委員会数	割合	
				6	5	83.3%

II 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法
指定管理者選定委員会	5	1	20.0% (20.0%)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する 条例
長期計画審議会	16	7	43.8% (—)	長期計画審議会条例
男女平等推進審議会	10	8	80.0% (80.0%)	男女平等基本条例
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0% (40.0%)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	11	2	18.2% (27.3%)	情報公開・個人情報保護審議会条例
行政不服審査会	3	1	33.3% (33.3%)	行政不服審査法 行政不服審査法の施行に関する条例
防災会議	29	6	20.7% (17.2%)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1% (38.9%)	消防団運営審議会条例
安全・安心まちづくり協議会	14	4	28.6% (21.4%)	安全・安心まちづくり条例
国民保護協議会	24	1	4.2% (4.2%)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措 置に関する法律 国民保護協議会条例
空家等対策協議会	14	1	7.1% (0.0%)	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小 金井市空家等対策協議会条例
公務災害補償等審査会	3	1	33.3% (33.3%)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償に関する条例
はけの森美術館運営協議会	6	2	33.3% (33.3%)	はけの森美術館条例
はけの森美術館収集評価委員会	5	0	0.0% (0.0%)	はけの森美術館条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7% (16.7%)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	8	2	25.0% (25.0%)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	15	6	40.0% (50.0%)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	0	0.0% (20.0%)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	3	30.0% (0.0%)	環境基本条例
緑地保全対策審議会	10	3	30.0% (30.0%)	緑地保全及び緑化推進条例
廃棄物減量等推進審議会	15	6	40.0% (40.0%)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
民生委員推せん会	7	3	42.9% (42.9%)	民生委員法
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0% (50.0%)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
地域福祉推進委員会	12	6	50.0% (—)	小金井市地域福祉推進委員会条例
障害支援区分判定審査会	21	8	38.1% (39.1%)	障害者総合支援法 障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	12	8	66.7% (66.7%)	児童発達支援センター条例
介護認定審査会	38	15	39.5% (32.4%)	介護保険法 介護福祉条例
介護保険運営協議会	20	6	30.0% (25.0%)	介護福祉条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
市民健康づくり審議会	15	3	20.0% (33.3%)	市民健康づくり審議会条例		
食育推進会議	16	10	62.5% (68.8%)	食育基本法 食育推進基本条例		
青少年問題協議会	25	11	44.0% (28.0%)	青少年問題協議会条例		
児童館運営審議会	10	7	70.0% (80.0%)	児童館条例		
子ども・子育て会議	15	9	60.0% (46.7%)	子ども・子育て会議条例		
都市計画審議会	19	3	15.8% (23.5%)	都市計画法 都市計画審議会条例		
まちづくり委員会	10	0	0.0% (0.0%)	まちづくり条例		
公共下水道事業審議会	7	4	57.1% (57.1%)	公共下水道事業審議会条例		
交通安全推進協議会	20	3	15.0% (15.0%)	交通安全推進協議会設置条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理審議会	10	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地区画 整理事業評価員	3	0	0.0% (0.0%)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
奨学資金運営委員会	8	1	12.5% (12.5%)	奨学資金支給条例		
社会教育委員の会議	10	5	50.0% (60.0%)	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例		
市史編さん委員会	7	1	14.3% (14.3%)	市史編さん委員会条例		
文化財保護審議会	6	1	16.7% (16.7%)	文化財保護条例		
図書館協議会	10	6	60.0% (50.0%)	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	4	40.0% (30.0%)	公民館条例		
公民館企画実行委員	29	11	37.9% (35.7%)	公民館条例		
Ⅱ 合計	567	184	32.5% (31.5%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				46	41	89.1%

Ⅲ 市長の私的諮問機関(設置要綱などによる委員会等)

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合(%) ※()は前回調査値	根 拠 法		
小金井市民交流センター運営協議会	9	4	44.4% (44.4%)	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱		
市民協働推進委員会	6	2	33.3% (33.3%)	市民協働推進委員会設置要綱		
第2次芸術文化振興計画策定委員会	12	4	33.3% (—)	第2次芸術文化振興計画策定委員会運営要綱		
福祉有償運送運営協議会	7	1	14.3% (25.0%)	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
地域自立支援協議会	21	9	42.9% (38.1%)	地域自立支援協議会設置要綱		
予防接種健康被害調査委員会	6	1	16.7% (14.3%)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
子ども家庭支援センター運営協議会	10	9	90.0% (70.0%)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱		
地域公共交通会議	19	1	5.3% (5.3%)	地域公共交通会議設置要綱		
在宅医療・介護連携推進会議設置要綱	8	3	37.5% (0.0%)	在宅医療・介護連携推進会議設置要綱		
認知症施策事業推進事業	9	5	55.6% (0.0%)	認知症施策事業推進事業設置要綱		
生活支援協議体	6	4	66.7% (50.0%)	生活支援事業協議体設置要綱		
飼い主のいない猫対策推進協議会	5	4	80.0% (80.0%)	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱		
保育計画策定委員会	12	8	66.7% (76.9%)	保育計画策定委員会設置要綱		
都市計画マスタープラン策定委員会	14	4	28.6% (—)	都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱		
東小金井駅北口まちづくり協議会	16	3	18.8% (—)	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱		
いじめ防止条例検討委員会	10	3	30.0% (—)	いじめ防止条例検討委員会設置要綱		
Ⅲ 合計	170	65	38.2% (38.0%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				16	16	100.0%

Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	768	256	33.3% (32.3%)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				68	62	91.2%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果(令和元年度)

庁内全課(対象42課)に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

令和元年度に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は41課で、全体の97.6%でした。

作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

Q1 令和元年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	41課(97.6%)
ない	1課(2.4%)

■男女いずれかに偏った表現

Q2 男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	38課(92.7%)
B 概ねできている	3課(7.3%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3 男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	39課(95.1%)
B 概ねできている	2課(4.9%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4 男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	39課(95.1%)
B 概ねできている	2課(4.9%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■男女で異なった表現

Q5 男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	39課(95.1%)
B 概ねできている	2課(4.9%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

■人目を引くための手段として使う表現

Q6 伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	39課(95.1%)
B 概ねできている	2課(4.9%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり)できていない	—

部名	課名	Q1 情報発信の有無		Q2	Q3	Q4	Q5	Q6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課	○		A	A	A	A	A
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		A	A	A	A	A
	市民税課	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		A	A	A	A	A
	ごみ対策課	○		B	B	B	B	B
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		B	B	B	B	B
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		A	A	A	A	A
	健康課	○		B	A	A	A	A
子ども家庭部	子育て支援課	○		A	A	A	A	A
	保育課	○		A	A	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	道路管理課	○		A	A	A	A	A
	建築営繕課		○					
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
会計課		○		A	A	A	A	A
議会事務局		○		A	A	A	A	A
選挙管理委員会事務局		○		A	A	A	A	A
監査委員事務局		○		A	A	A	A	A
農業委員会事務局		○		A	A	A	A	A
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		A	A	A	A	A

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224
E-mail s010303@koganei-shi.jp